

第14回 通常総会議案書

日 時 令和7年6月12日（木）

会 場 ニューミヤコホテル本館

公益社団法人 足利法人会

第14回 通常総会 次第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議事録署名人選出
5. 議 事

【報告事項】

- 第1号報告 令和7年度事業計画について
- 第2号報告 令和7年度収支予算について
- 第3号報告 令和8年度税制改正に係るアンケート調査結果

【決議事項】

- 第1号議案 令和6年度事業報告について
- 第2号議案 令和6年度収支決算について
- 第3号議案 役員の選任について

6. 税務署長感謝状贈呈
7. 会長感謝状贈呈
8. 来賓祝辞
9. 来賓紹介
10. 閉会の辞

令和7年度 事業計画

(自 令和7年4月1日～至 令和8年3月31日)

活動方針

1. 基本方針

当法人会は、公益財団法人全国法人会総連合の掲げる「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」であるとの基本理念に則り、会員の積極的な自己啓発の支援、納税意識の向上と企業経営及び地域社会の健全な発展に貢献するなど、公益社団法人としての事業活動を関係機関との連携のもとに積極的に取り組みます。

2. 主な事業計画

本会の事業活動の目的を達成するため、以下の事業に取り組みます。

I 「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」(認定法別表18号事業)

1. 税知識の普及を目的とする事業(公1-1)

税制・税務関係研修会等は、法人会の根幹的な事業であることから、各種説明会等の開催の強化を図ります。

- (1) 決算期別法人税・消費税等申告説明会
- (2) 改正税法説明会
- (3) 年末調整説明会
- (4) 新設法人説明会
- (5) 租税教室への講師派遣
- (6) e-Tax利用研修会

2. 納税意識の高揚を目的とする事業(公1-2)

公益社団法人として、会員企業に加えて一般市民等にも対象を広げた研修・講演会等を開催し、広く納税意識の高揚に努めます。

- (1) 広報誌やホームページによる税及び諸情報の発信
- (2) 税を考える週間行事への参加協力と納税表彰式の共催
- (3) 小学生の「税に関する絵はがきコンクール」の公募・表彰・作品展示
- (4) 税務・経営セミナー(経営者向け、経理担当者向け)等の更なる取り組みを推進します。

3. 税制・税務に関する調査研究並びに提言に関する事業(公1-3)

本事業については、法人会の重点事業でもあり、企業経営者の意見を税制改正に反映することが目的で、税制委員会において取り組みます。

- (1) 税制改正に関する提言及び提言書の関係機関への提出
- (2) 税制・税務に関するアンケート調査の実施
- (3) 法人会全国大会(税制改正提言事項の採択等)への参加
- (4) 全国青年の集い及び全国女性フォーラムへの参加

Ⅱ「地域社会の健全な発展に資する事業」（認定法別表 19 号事業）

1. 地域企業の健全な発展に資する事業（公2）

地域の中小企業の経営に役立つ会計、経営、労務、法務、人材育成等を地域の実情に即した研修会を実施する。

- （1）インターネットセミナーの受講促進
- （2）公益共済・経営セミナー
- （3）企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み
- （4）MD部会・女性部会主催セミナーの開催
- （5）健康経営の推進

2. 地域社会への貢献を目的とする事業（公3）

法人会の基本的理念に則り、地域に密着した活動を通じて、広く地域社会への貢献に積極的に取り組みます。なお、地域社会貢献活動として、イベント等の実施に当たっては、可能な限り税に関する啓発活動を併せて取り組むこととする。

- （1）一般公開講演会の開催
- （2）優良映画鑑賞会の開催
- （3）足利市子ども夢基金等への寄附
- （4）ボランティア清掃活動の実施
- （5）チャリティー事業（ゴルフコンペ、共同募金等）
- （6）食品ロス問題への取り組み
- （7）地域イベントへの参画・後援・協賛・支援

Ⅲ「その他の事業」（会議・管理関係等含む）

1. 会員の交流及び福利厚生を目的とする事業

組織の充実・強化は、法人会活動の活性化に欠くことができない。このために、会員増強月間を設定し、会員の増強活動及び退会防止に努める。

また、組織委員会を中心に、全役員でこれにあたるほか、金融機関、福利厚生制度受託保険会社3社、税理士会等の協力を引き続き要請し、魅力ある法人会づくりに努める。

- （1）会員増強運動の推進
- （2）会員の交流のための懇談会等の開催（通常総会懇親会・新年合同賀詞交歓会等）
- （3）視察研修会等の実施（MD部会・女性部会等）
- （4）ゴルフコンペ（MD部会等）
- （5）新春講演会の開催（女性部会）
- （6）法人会各種保障制度の推進（拡大厚生委員会・懇親会等）
- （7）租税教室講師研修会の開催
- （8）各種会議に関する懇親会の開催
- （9）県法連会員研修会への参加

2. 管理運営等に関する事業

各種事業を推進するに当たっては、通常総会、理事会、正副会長会議、各委員会・MD部会・女性部会の各役員会等を必要に応じて随時開催し、具体的な事業の円滑な推進のために協議検討を行い、取り組むこととする。

(1) 会議等の開催

① 本会関係

通常総会、理事会、正副会長会議、各委員会、事務担当国会議等

② 部会関係

MD部会、女性部会の役員会、拡大正副部会長会議等

(2) 上級団体関係

一般社団法人栃木県法人会連合会及び公益財団法人全国法人会総連合との協力連携

(3) その他

国(税務署)・県・市等の行政機関をはじめ、関係機関・団体等との連携をさらに推進し、法人会の基本理念の達成に努めます。

3. 事業計画細目

I 「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」

(1) 税知識の普及を目的とする事業 (公1-1)

事業名	開催会場等 (予定)	開催時期(予定)
決算期別法人税・消費税等申告説明会	あしかがフラワーパークプラザ	5月14日 (4月から6月) 8月27日 (7月から9月) 11月11日 (10月から12月) 2月12日 (1月から3月)
改正税法説明会	同上	10月15日
年末調整説明会	同上	11月19日
新設法人説明会	同上	6月11日、12月9日
租税教室への講師派遣	市内小学校	5月～7月
e-Tax利用研修会	足利税務署	5月13日、12月12日

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業 (公1-2)

事業名	開催会場等 (予定)	開催時期(予定)
広報誌による税情報の発信		4月・8月・11月・1月 いずれも1日付で発行
ホームページによる税情報の発信	足利法人会ホームページ	随時
税を考える週間行事への参加協力	足利商工会議所友愛会館	11月中旬
税務・経営セミナー	市内	11月
小学生の税に関する絵はがきコンクール の公募・表彰・作品展示	市内小学校	5～12月

(3) 税制・税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（公1－3）

事業名	開催会場等（予定）	開催時期（予定）
税制改正に関する提言及び提言書の関係機関への提出	市内	11月
税制・税務に関するアンケート調査	足利法人会ホームページ	1月・3月
法人会全国大会高知大会	高知市	10月16日
全国青年の集い山梨大会	甲府市	11月21日
全国女性フォーラム北海道大会	札幌市	9月18日

II 「地域社会の健全な発展に資する事業」

(1) 地域企業の健全な発展に資する事業（公2）

事業名	開催会場等（予定）	開催時期（予定）
公益共済・経営セミナー	市内	10月・11月
企業の税務コンプライアンス向上	あしかがフラワーパークプラザ	5月・8月・11月・2月
インターネットセミナー受講促進	足利法人会ホームページ	随時
MD部会・女性部会主催セミナー	市内	随時

(2) 地域社会への貢献を目的とする事業（公3）

事業名	開催会場等（予定）	開催時期（予定）
一般公開講演会	ニューミヤコホテル	10月
優良映画鑑賞会	あしかがフラワーパークプラザ	8月下旬
足利市子ども夢基金への寄附金贈呈		8月下旬
ボランティア清掃活動	市内	11月上旬
チャリティー事業（共同募金等）		11月・12月
食品寄付		8月・1月
地域イベントへの参画・後援協賛等		随時

III 「その他の事業」（会議・管理関係等含む）

(1) 会員の交流及び福利厚生を目的とする事業（共益事業）

事業名	開催会場等（予定）	開催時期（予定）
通常総会懇親会	ニューミヤコホテル	6月12日
租税教室講師研修会	足利税務署	4月
新年合同賀詞交歓会	ニューミヤコホテル	令和8年1月14日
拡大正副会長懇談会	未定	随時
拡大厚生委員会懇談会	未定	6月下旬

事業名	開催会場等（予定）	開催時期（予定）
MD 部会ゴルフコンペ	足利カントリークラブ	5 月 2 2 日
MD・女性部会合同研修会・懇親会	ニューミヤコホテル	7 月・8 月
女性部会新春講演会	ニューミヤコホテル	令和 8 年 1 月 1 4 日
MD・女性部会視察見学研修会	未定	未定
県法連会員研修会	宇都宮市	未定

（２）管理運営等に関する事業（法人会計）

事業名	開催会場等（予定）	開催時期（予定）
会員増強運動の推進	市内	1 0 月～3 月
第 1 4 回通常総会	ニューミヤコホテル	6 月 1 2 日
正副会長会議	市内	5 月・1 0 月・3 月・随時
理事会	市内	5 月・1 1 月・3 月
監査会	市内	4 月
現金出納検査	足利商工会議所北事務所	1 0 月・2 月
総務委員会	市内	4 月・8 月・1 2 月
広報委員会	同上	7 月・1 0 月・1 2 月・3 月
研修委員会	同上	4 月・8 月・1 2 月
税制委員会	同上	9 月・2 月
組織委員会	同上	1 0 月・2 月
厚生委員会	同上	6 月・1 0 月
MD 部会通常総会	ニューミヤコホテル	4 月 2 3 日
MD 部会拡大正副部会長会議・役員会等	未定	随時
女性部会通常総会	蓮岱館	4 月 2 2 日
女性部会拡大正副部会長・役員会等	未定	随時
納税表彰式	足利商工会議所友愛会館	1 1 月中旬
足利納税推進協議会理事会	市内	4 月・8 月・1 0 月・1 月
県法連通常総会	宇都宮市	6 月 2 7 日
県下事務局長等会議	宇都宮市	4 月・8 月・1 2 月

第2号報告 令和7年度収支予算について

令和7度 正味財産増減計算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(単位:円)

科 目		予算額	前年度予算額	増 減
I. 一般正味財産増減の部				
i. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	特定資産受取利息	1,250	600	650
受取会費	正会員受取会費	6,840,000	7,020,000	△ 180,000
	賛助会員受取会費	252,000	240,000	12,000
小 計		7,092,000	7,260,000	△ 168,000
事業収益	研修会事業収益	571,000	520,000	51,000
	広報事業収益	220,000	220,000	0
小 計		791,000	740,000	51,000
受取補助金	全法連助成金	8,262,800	7,974,200	288,600
	全法連補助金	260,000	80,000	180,000
	県法連補助金	600,000	1,100,000	△ 500,000
小 計		9,122,800	9,154,200	△ 31,400
受取負担金	M D 部会負担金	972,000	900,000	72,000
	女性部会負担金	162,000	162,000	0
小 計		1,134,000	1,062,000	72,000
雑収益	受取利息	950	200	750
	雑収益	506,000	390,000	116,000
小 計		506,950	390,200	116,750
【経常収益計】		18,648,000	18,607,000	41,000
(2) 経常費用				
事業費	給料手当	6,839,542	6,722,549	116,993
	退職給付費用	80,995	44,997	35,998
	福利厚生費	1,124,925	1,106,926	17,999
	旅費交通費	993,991	1,027,993	△ 34,002
	通信運搬費	843,988	844,988	△ 1,000
	減価償却費	271,782	543,564	△ 271,782
	消耗什器備品費	92,999	102,999	△ 10,000
	消耗品費	226,792	256,792	△ 30,000
	修繕費	53,996	26,998	26,998
	印刷製本費	1,265,999	1,121,999	144,000
	燃料費	35,998	35,998	0
	賃借料	1,407,939	1,422,539	△ 14,600
	リース料	328,478	323,978	4,500
	会場費	351,000	355,000	△ 4,000
	保険料	23,499	54,997	△ 31,498
	諸謝金	497,000	383,000	114,000
	租税公課	44,997	44,997	0
	会議費	1,706,000	1,395,000	311,000
	委託費	190,000	186,000	4,000
	支払負担金	356,000	296,000	60,000
	支払寄付金	240,000	222,000	18,000
	広告宣伝費	8,999	17,999	△ 9,000
	中退共済掛金	410,373	410,373	0
	表彰費	36,000	34,000	2,000
	支払手数料	281,886	281,886	0
	雑費	27,000	23,000	4,000
小 計		17,740,178	17,286,572	453,606

令和7年度 正味財産増減計算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(単位:円)

科 目		予算額	前年度予算額	増 減
管 理 費	給 料 手 当	760,458	747,451	13,007
	退 職 給 付 費 用	9,005	5,003	4,002
	福 利 厚 生 費	125,075	123,074	2,001
	旅 費 交 通 費	200,009	191,007	9,002
	通 信 運 搬 費	599,012	444,012	155,000
	減 価 償 却 費	30,218	60,436	△ 30,218
	消 耗 什 器 備 品 費	88,001	67,001	21,000
	消 耗 品 費	174,208	94,208	80,000
	修 繕 費	6,004	3,002	3,002
	印 刷 製 本 費	287,001	227,001	60,000
	燃 料 費	4,002	4,002	0
	賃 借 料	108,061	105,461	2,600
	リ ー ス 料	36,522	36,022	500
	会 場 費	145,000	130,000	15,000
	保 険 料	1,501	5,003	△ 3,502
	租 税 公 課	5,003	5,003	0
	会 議 費	589,000	571,000	18,000
	委 託 費	33,000	35,000	△ 2,000
	支 払 負 担 金	275,000	260,000	15,000
	支 払 寄 付 金	5,000	5,000	0
	渉 外 慶 弔 費	100,000	100,000	0
	広 告 宣 伝 費	1,001	2,001	△ 1,000
	新 聞 図 書 費	47,000	50,000	△ 3,000
	中 退 共 済 掛 金	45,627	45,627	0
	表 彰 費	110,000	120,000	△ 10,000
	支 払 手 数 料	24,114	24,114	0
	雑 費	23,000	21,000	2,000
小 計		3,831,822	3,481,428	350,394
【経常費用計】		21,572,000	20,768,000	804,000
【当期経常増減計】		△ 2,924,000	△ 2,161,000	△ 763,000
ii .経常外増減の部				
(1)経常外収益				
【経常外収益計】		0	0	0
(2) 経常外費用				
【経常外費用計】		0	0	0
【当期経常外増減額】		0	0	0
【当期一般正味財産増減額】		△ 2,924,000	△ 2,161,000	△ 763,000
【一般正味財産期首残高】		11,035,000	11,802,000	△ 767,000
【一般正味財産期末残高】		8,111,000	9,641,000	△ 1,530,000
II . 正味財産期末残高		8,111,000	9,641,000	△ 1,530,000

令和7年度 正味財産増減計算書 内訳表

令和7年4月1日～令和8年3月31日

公益目的比率	60.1%
--------	-------

(単位:円)

科 目		合 計	公益目的事業会計					収益事業等会計			法人会計
			税関連事業	企業支援事業	社会貢献事業	共通	小 計	収益事業	会員交流事業	小 計	
			公 1	公 2	公 3			収 1	他 1		
I . 一般正味財産増減の部											
i .経常増減の部											
(1)経常収益											
特定資産運用益	特定資産受取利息	1,250	84	1	20	0	105	0	1,130	1,130	15
受 取 会 費	正会員受取会費	6,840,000	746,297	433,277	2,572,117	0	3,751,691	0	2,913,670	2,913,670	174,639
	賛助会員受取会費	252,000	0	0	0	0	0	0	0	0	252,000
	小 計	7,092,000	746,297	433,277	2,572,117	0	3,751,691	0	2,913,670	2,913,670	426,639
事 業 収 益	研修会事業収益	571,000	140,000	0	0	0	140,000	0	431,000	431,000	0
	広報事業収益	220,000	220,000	0	0	0	220,000	0	0	0	0
	小 計	791,000	360,000	0	0	0	360,000	0	431,000	431,000	0
受 取 補 助 金	全法連助成金	8,262,800	8,262,800	0	0	0	8,262,800	0	0	0	0
	全法連補助金	260,000	0	0	0	0	0	0	0	0	260,000
	県法連補助金	600,000	0	0	250,000	0	250,000	0	0	0	350,000
	小 計	9,122,800	8,262,800	0	250,000	0	8,512,800	0	0	0	610,000
受 取 負 担 金	MD部会負担金	972,000	0	0	0	0	0	0	972,000	972,000	0
	女性部会負担金	162,000	0	0	0	0	0	0	162,000	162,000	0
	小 計	1,134,000	0	0	0	0	0	0	1,134,000	1,134,000	0
雑 収 益	受 取 利 息	950	0	0	0	0	0	0	0	0	950
	雑 収 益	506,000	126,000	0	2,000	0	128,000	0	236,000	236,000	142,000
	小 計	506,950	126,000	0	2,000	0	128,000	0	236,000	236,000	142,950
【経常収益計】		18,648,000	9,495,181	433,278	2,824,137	0	12,752,596	0	4,715,800	4,715,800	1,179,604
(2)経常費用											
事 業 費	給 料 手 当	6,839,542	4,256,092	57,298	1,006,152		5,319,542	0	1,520,000	1,520,000	
	退職給付費用	80,995	50,401	679	11,915		62,995	0	18,000	18,000	
	福利厚生費	1,124,925	700,015	9,424	165,486		874,925	0	250,000	250,000	
	旅費交通費	993,991	482,002	1,131	69,858		552,991	0	441,000	441,000	
	通信運搬費	843,988	776,402	1,432	28,154		805,988	0	38,000	38,000	
	減価償却費	271,782	169,124	2,277	39,981		211,382	0	60,400	60,400	
	消耗什器備品費	92,999	11,200	16,151	13,648		40,999	0	52,000	52,000	
	消耗品費	226,792	176,522	1,071	20,799		198,392	0	28,400	28,400	
	修繕費	53,996	33,601	452	7,943		41,996	0	12,000	12,000	
	印刷製本費	1,265,999	1,113,200	151	148,648		1,261,999	0	4,000	4,000	
	燃料費	35,998	22,400	302	5,296		27,998	0	8,000	8,000	
	賃借料	1,407,939	596,612	32,615	314,712		943,939	0	464,000	464,000	
	リース料	328,478	204,404	2,752	48,322		255,478	0	73,000	73,000	
	会場費	351,000	38,000	55,000	168,000		261,000	0	90,000	90,000	
	保険料	23,499	8,400	113	1,986		10,499	0	13,000	13,000	
	諸謝金	497,000	10,000	110,000	334,000		454,000	0	43,000	43,000	
	租税公課	44,997	28,001	377	6,619		34,997	0	10,000	10,000	
	会議費	1,706,000	237,000	20,000	115,000		372,000	0	1,334,000	1,334,000	
	委託費	190,000	170,000	0	20,000		190,000	0	0	0	
	支払負担金	356,000	143,000	119,000	0		262,000	0	94,000	94,000	
	支払寄付金	240,000	0	0	240,000		240,000	0	0	0	
	広告宣伝費	8,999	5,600	75	1,324		6,999	0	2,000	2,000	
	中退共済掛金	410,373	255,366	3,438	60,369		319,173	0	91,200	91,200	
	表彰費	36,000	36,000	0	0		36,000	0	0	0	
	支払手数料	281,886	134,963	1,817	31,906		168,686	0	113,200	113,200	
	雑 費	27,000	6,000	0	4,000		10,000	0	17,000	17,000	
	小 計		17,740,178	9,664,305	435,555	2,864,118		12,963,978	0	4,776,200	4,776,200

令和7年度 正味財産増減計算書 内訳表

令和7年4月1日～令和8年3月31日

公益目的比率	60.1%
--------	-------

(単位:円)

科 目			合 計	公益目的事業会計					収益事業等会計			法人会計
				税関連事業	企業支援事業	社会貢献事業	共通	小 計	収益事業	会員交流事業	小 計	
				公 1	公 2	公 3			収 1	他 1		
管 理 費	給 料 手 当	760,458									760,458	
	退 職 給 付 費 用	9,005									9,005	
	福 利 厚 生 費	125,075									125,075	
	旅 費 交 通 費	200,009									200,009	
	通 信 運 搬 費	599,012									599,012	
	減 価 償 却 費	30,218									30,218	
	消 耗 什 器 備 品 費	88,001									88,001	
	消 耗 品 費	174,208									174,208	
	修 繕 費	6,004									6,004	
	印 刷 製 本 費	287,001									287,001	
	燃 料 費	4,002									4,002	
	賃 借 料	108,061									108,061	
	リ ー ス 料	36,522									36,522	
	会 場 費	145,000									145,000	
	保 険 料	1,501									1,501	
	租 税 公 課	5,003									5,003	
	会 議 費	589,000									589,000	
	委 託 費	33,000									33,000	
	支 払 負 担 金	275,000									275,000	
	支 払 寄 付 金	5,000									5,000	
	渉 外 慶 弔 費	100,000									100,000	
	広 告 宣 伝 費	1,001									1,001	
	新 聞 図 書 費	47,000									47,000	
	中 退 共 済 掛 金	45,627									45,627	
	表 彰 費	110,000									110,000	
	支 払 手 数 料	24,114									24,114	
	雑 費	23,000									23,000	
小 計		3,831,822									3,831,822	
【経常費用計】		21,572,000	9,664,305	435,555	2,864,118	0	12,963,978	0	4,776,200	4,776,200	3,831,822	
【当期経常増減額】		△ 2,924,000	△ 169,124	△ 2,277	△ 39,981	0	△ 211,382	0	△ 60,400	△ 60,400	△ 2,652,218	
ii .経常外増減の部												
(1)経常外収益												
【経常外収益計】		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用												
【経常外費用計】		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
【当期経常外増減額】		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
【調整前一般正味財産増減額】		△ 2,924,000	△ 169,124	△ 2,277	△ 39,981	0	△ 211,382	0	△ 60,400	△ 60,400	△ 2,652,218	
【他会計振替額】		0				7,899,132	7,899,132	0	△ 2,360,213	△ 2,360,213	△ 5,538,919	
【税引前当期一般正味財産増減額】		△ 2,924,000	△ 169,124	△ 2,277	△ 39,981	7,899,132	7,687,750	0	△ 2,420,613	△ 2,420,613	△ 8,191,137	
【法人税・住民税及び事業税】		0					0			0		
【当期一般正味財産増減額】		△ 2,924,000	△ 169,124	△ 2,277	△ 39,981	7,899,132	7,687,750	0	△ 2,420,613	△ 2,420,613	△ 8,191,137	
【一般正味財産期首残高】		11,035,000				0	423,250	0	2,420,613	2,420,613	8,191,137	
【一般正味財産期末残高】		8,111,000				0	8,111,000	0	0	0	0	
Ⅱ . 正味財産期末残高		8,111,000	0	0	0	0	8,111,000	0	0	0	0	

第3号報告 令和8年度税制改正提言に係るアンケート調査結果

令和8年度 税制改正提言にかかるアンケート調査結果

(一社) 栃木県法人会連合会

対象：単位会会員

解答者数：501社

問1 貴社の業種と会社（業界）の景気の現状等についておたずねします。

イ 貴社の業種

- (1) 製造業
- (2) 建設業
- (3) 運輸業
- (4) 卸売業
- (5) 小売業
- (6) 飲食業
- (7) 観光・宿泊業
- (8) (6)、(7)以外のサービス業
- (9) その他（ ）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	計
回答数	122	115	12	30	52	9	15	97	49	501
割合(%)	24.4	23.0	2.4	6.0	10.4	1.8	3.0	19.4	9.8	100.0

ロ 貴社の業界の景気の現状は以下のどれに当てはまりますか。

- (1) よくなった
- (2) 変わらない
- (3) 悪くなった

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	66	251	184	501
割合(%)	13.2	50.1	36.7	100.0

ハ 貴社の業種を含め、今後、景気は良くなると思いますか。

- (1) よくなると思う
- (2) 変わらないと思う
- (3) 悪くなると思う

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	61	242	198	501
割合(%)	12.2	48.3	39.5	100.0

問2 【消費税関係】

平成5年10月からインボイス制度がスタートしましたが、貴社の対応状況等についておたずねします。

イ インボイス制度の導入により、どのような事務負担が増えていますか。

- (1) 取引先が免税事業者である場合の取引条件の交渉等の事務
- (2) 取引先等がインボイス制度の登録事業者であるかどうかの確認作業
- (3) 取引先等から受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかどうかの

確認作業

(4) 会計帳簿や会計ソフトの入力事務

(5) 特になし

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
回答数	36	121	122	109	113	501
割合 (%)	7.2	24.2	24.4	21.8	22.6	100.0

ロ インボイス制度に関して、ご意見やご要望があれば、お書きください。

- ・ 税率を統一してインボイス制度を廃止(3件)
- ・ インボイス制度の廃止(25件)
- ・ 事務が煩雑化し、事務負担が増えた(10件)
- ・ 登録を義務化すること自体どうなのかと思う
- ・ 制度開始に合わせて導入した会計ソフトに対して元が取れない
- ・ 各種確認処理や入出力量の増加が負担である
- ・ フリーランスや小規模事業者との業務が縮小され、業界人材育成や調達などに問題が発生している
- ・ 確認作業があり、事務に煩雑さがある
- ・ 小さな下請会社はインボイスをしていない、その分も消費税を負担する
- ・ インボイス制度は、実質増税なので今からでもやめた方が良い
- ・ 現状では飲食店やネット販売などで免税事業者かどうかの確認が出来ないため、初取引でインボイス対応事業者でない場合泣き寝入りになってしまうのが腑に落ちない
- ・ 企業側としてはメリット無し
- ・ 上記イの設問について(1)～(4)全て負担になっている
- ・ 事務負担が増え、消費税の重税感が増し中小企業には一利もありません
- ・ 領収書の確認や税率の確認等事務作業が増えた
- ・ 余り良い制度とは思っていない
- ・ 小さな中小企業に簡単に頼めなくなった
- ・ 制度の見直しを考えて頂きたい
- ・ インボイスをやめて、年売上1000万円超の事業者には課税する
- ・ 税全般に言えるが、もう少し簡易な制度、手続きであって欲しい
- ・ 日本式インボイスへ
- ・ 事務的に言えば、一律(10%)にすればよい
- ・ 小売零細業者の未登録がまだある
- ・ 大掛かりに制度化する意味があったのか
- ・ 税率を一律にした方が分かり易く処理も明確
- ・ 管理が複雑になり事務処理が増えるため負担、また業務内容が増えるため事業者向けではない
- ・ 現在、免税事業者になっている事業者の多くに、インボイス制度に関する知識がほとんどない事業者が多く見受けられる。そのような事業者の中にも、制度を理解すれば登録事業者になる事業者も見受けられるので、免税事業者に対し、制度の周知徹底を進めるべきと思う。インボイス制度の導入が零細企業の淘汰につながっているようで残念である
- ・ (2)～(4)すべて当てはまる

- ・(2)、(3) も該当、速やかに廃止して欲しい
- ・問 2 イについて (3)、(4) も該当する
- ・税金を掛けるなら、全てに 均等に掛けて欲しい
- ・個人事業所からの請求書にインボイス導入していないが消費税 10%があつて腑に落ちない
- ・導入当初に比べると慣れてきたので確認作業等が減少したが、依然対応が無くなったわけではなく手間はかかる
- ・個人事業主で、年間売上 1,000 万円以下の会社の納税額が増えたので、可哀想
- ・事務作業の負担が大きく経費がかかる
- ・未登録業者との取引についてご再考いただけるとありがたい
- ・事務負担は一つではないので、複数回答で回答すると 1. 2. 3. 4 すべて該当
- ・免税事業者から消費税をとるために消費税納税事業者の負担が増えるのはおかしいと思う
- ・こんな煩雑で不公平な、現場負担の大きな制度はやめるべき
- ・加入しない取引先も多くあり、事業費負担が多くなっている
- ・複数税率のため課税区分適用の判断を含めて帳簿作成の手間がかかる
- ・制度自体が良く分からない
- ・帳簿の入力がとても面倒である
- ・無駄な作業が増えた
- ・インボイス制度の非登録事業者との取引上の注意点を分かりやすくしてほしい
- ・企業や事業主へ様々な負担のほか、仕入税額控除が受けられないと納税増となる問題
- ・パソコンだけでは処理できない
- ・事務作業の増加に疲弊しています
- ・複雑な手続きが必要な税法を改めて法人個人事業主を問わず全て課税業者として申告納税制度にしたがった処理にすべきだと思います
- ・単なる増税なので廃止してほしい
- ・イの(1)～(4)の全てが事務負担となっているので、インボイス制度廃止を望む
- ・インボイス制度を機に、相手方が新たに機械化したことによる当社の事務負担が増えた

ハ 消費税全般についておたずねします。

どのような項目の見直しが必要と考えますか（複数回答可）。

- (1) 消費税率の見直し（税率の一本化など）
- (2) 基準期間制度の見直し
- (3) 簡易課税制度、免税点制度の見直し
- (4) 二重課税の廃止（揮発油税、酒税など）
- (5) 税率の引き上げ
- (6) 税率の引き下げ
- (7) その他
- (8) わからない

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	計
回答数	266	22	71	275	20	205	21	44	924
割合 (%)	28.8	2.4	7.7	29.8	2.2	22.2	2.3	4.8	100.0

二 ハで「その他」と回答された方におたずねします。

具体的にはどのようなことを要望したいですか。

- ・消費税の廃止(9件)
- ・税率は仕方がないが、無駄遣いをせずに有効活用して欲しい
- ・食料品は無税
- ・予定納税制度の廃止
- ・商品によって税率が違うことで設定を間違えやすい
- ・税率の一本化
- ・社会保障の為の財源とされているが(法律上)、実際に社会保障に使われているのかわからない。明確にしてほしい
- ・高額な物品に対しては税率を上げてても良い
- ・食料品への課税はなくし、代わりに、ぜいたく税のような、高価な品物への税率を高くする
- ・公益法人等の中でもすべての所得に対して課税する振り分けを行っていただきたい
- ・政府の予算消化状況等を見ると、予算が余っていたりする。それであれば消費税を当面引き下げ、引き下げた分を賃上げに充当することによって消費を刺激できるのではと考える
- ・ガソリン税部分に消費税が当初から課されている摩訶不思議な状態
- ・ガソリン税の廃止
- ・税の公平性、具体的事務作業の検証、将来性展望の議論が必要
- ・インボイス制度を廃止して従来通りにしたら事務作業が減る
- ・軽減税率面倒
- ・食料品の消費税は廃止すべきだと思う
- ・事業者の付加価値に課税しているのだから極論でいえば事業者の粗利益に消費税、最終利益に所得税または法人税と二重課税していることになると思うし、財務省内では第二法人税と呼ばれているとか…。要するに消費税は間接税でなく直接税なのだから廃止するべきで個別物品税を復活させるべきだと思う

問3 【社会保障制度】

今後、最も充実させるべき社会保障は次のうちどれですか(2つ以内で選んでください)。

- (1) 年金
- (2) 高齢者医療や介護
- (3) 子ども・子育て支援
- (4) 雇用の確保や失業対策
- (5) 生活保護
- (6) 健康の保持・増進
- (7) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計
回答数	183	164	274	157	5	76	8	867
割合(%)	21.1	18.9	31.6	18.1	0.6	8.8	0.9	100.0

上記(7)「その他」の具体的な意見

- ・日本国民への保障充実。諸外国人への社会保障制度の見直し
- ・氷河期世代への支援と対応。今後の問題の根幹になってくる
- ・物価上昇に伴い年金もあげるべき
- ・年金改革、介護施設利用者の負担軽減
- ・社会保障は個人負担のみとし、会社で同等を支払うことはそろそろやめたい
- ・集めても集めても足りないと言うことは何が問題か分かっていないのではない
か。普通なら破綻してる。どうするべきかもわからないようならいったん全てや
めてみたらどうか
- ・高齢者医療や介護の社会保障が手厚い事が当事者はともかく社会全般に良い事な
のか 考えるならば現在の社会保障は行き過ぎていると思う。 長生きする事と生
き長らえさせる事は似て非なるものである

問4 【国民負担率】

国民負担率は、国民所得に対する税負担と社会保険料の割合を指しますが、1970年では24.3%、1990年では38.8%であったものが、2023年では46.8%となっています。

イ 国民負担率についておたずねします。以下の当てはまる項目を選んでください。

- (1) 国民負担率の推移の状況について知っていた
- (2) 国民負担率の推移の状況について知らなかった

	(1)	(2)	計
回答数	198	303	501
割合(%)	39.5	60.5	100.0

ロ 国民負担率の上昇について以下の当てはまる項目を選んでください。

- (1) 国民負担率の上昇はやむを得ない
- (2) 国民負担率は現状を維持するべきである
- (3) 国民負担率は下げるべきである
- (4) わからない
- (5) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
回答数	67	126	268	32	8	501
割合(%)	13.4	25.1	53.5	6.4	1.6	100.0

上記(5)「その他」の具体的な意見

- ・税金、予算枠の無理矢理消化、裏金問題、使い道のチェックの検証強化で負担率軽減を
- ・少子化により負担割合が増えているので、少子化対策を最重要課題として、取り組んでいただきたい

- ・負担率の上昇について詳細な説明が必要
- ・そもそも人口が減っていて負担が増えることが不思議で仕方ない。これが不思議ではないと思って負担率を上げている制度を作成している人の頭がおかしいか、国民を馬鹿にしているかどうかだ
- ・所得負担が増えすぎると、働く威力をなくしてしまう
- ・いらない(意味がない)省庁はなくすべき
- ・全般に負担多すぎる
- ・100年安心な年金制度のために社会保険料を上げて、将来世代に負担を残さないために税負担を上げるという話で負担がここまで増えてきたが、厚労省と財務省ともにいつまでどのくらい負担を上げればいいのか国民の大多数が納得できるように明確に説明して欲しい

問5 【財政の健全化】

将来世代への負担先送りを回避するために「プライマリーバランスなどの赤字解消」などの「財政の健全化」の観点から「賢い支出」が求められています。財政健全化への将来像が明確ではありません。現在を生きる私たちの行動の選択が次の世代へと引き継がれ、将来の人たちに大きな影響を与えることになります。このような状況下において、今後、どのような財政健全化を進めていくべきかおたずねします。

イ わが国の財政のあり方について、将来世代への負担の先送りを回避するため、財政健全化をどう進めるべきと考えますか。

- (1) 歳出削減と増税による歳入増で対応すべきである
- (2) 歳出削減と歳入の自然増で対応すべきで増税はすべきでない
- (3) 歳出構造を見直し、効果的な財政出動を行う（「賢い財政支出」）
- (4) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	22	130	324	25	501
割合(%)	4.4	25.9	64.7	5.0	100.0

上記(4)「その他」の具体的な意見

- ・増税は、個人ではなく企業の法人税を上げる
- ・歳出構造の見直し、効果的な財政出動、子育て世代、人口増に寄与する財政と社会構築、増税、社会保障料等の値上げなどは極力すべきではないと強く思う
- ・デマンドプル型のインフレになる(デフレ脱却)まで積極財政を行なって欲しい。政府の赤字は民間の黒字だと思う
- ・今までやってきた緊縮財政が将来世代への負担の先送りそのものである。立脚する位置が間違っている。そこを是正した上で、積極的で効果的な財政運営が必要。まずは天下りの廃止と大企業への補助金及び優遇税制の廃止が必要
- ・次世代への先送りを減らすために、国の借金を減らすことを優先すべき
- ・プライマリーバランスはどこの国も赤字があたりまえであり現在が良くなければ、将来はない
- ・公務員や議員の削減、スリムな自治体で歳出を減らすべき
- ・国会議員はじめ政治家の定数の削減
- ・(3)と、基金の集約と見直し、国会議員の削減
- ・財務省の解体

- ・「将来世代への負担の先送り」という言葉自体に意味はないことを国民は理解すべき。自国通貨なのだから、国債をバンバン発行して、経済を回し、教育・子育て施策に充当していったほしい
- ・プライマリーバランス黒字化が必ずしも妥当だとは思わない
- ・歳入に見合った歳出を目指すべき
- ・余計なことに使いすぎ。公僕に支払いしすぎ。これだけ勝手に使い込みをしていることがおかしいと思わないと駄目。どうして年度末近づくと工事をして使い切ろうとするのか
- ・歳出構造の見直し
- ・2と3で対応するべきだし、今の世の中を作ってきたのは先人たちであるので、先人たちが少しでも申し訳ないと思うのであれば現在から次世代へつなげる道も出来るのではないか
- ・不透明な歳出が問題であり、国民は支払っている税金の流れが分からないまま現状が問題だと感じる。財政の健全化の第一歩は不透明な歳出の健全化がと思う
- ・現在の財政が不健全だとは思わない。あえて言えば（3）
- ・歳出削減は行うべきであるが効果的な景気対策による税収増加をすすめ税率UPはすべきでない
- ・税収を増やす為に減税するという選択肢があるにも関わらずひたすら税項目を増やす事、税率を上げる事に傾注する財務省の姿勢は大いに疑問であり、プライマリーバランス重視と財政健全化により本来支出すべきインフラの維持管理費用や防災費用を増やさず大規模災害等により、大きな財政収出が必要となるのは結果的に財政を悪化させる要因と言える。財政規律の呪縛を解き放ち経済規模が拡大するように積極財政に転換すれば赤字国債など気にする必要はなく、そもそも国債は国の借金でも国民の借金でもなく政府の負債でしか無く負債は相応の資産があれば将来につけを回す事にならない事は明確な真実である。国債発行残高を云々する事は部分的な事実を強調しているに過ぎず狡猾な世論誘導になるのではないか
- ・積極財政

問6 【事業承継税制】

イ 中小企業の事業承継を促進するため、10年間の特例措置（納税猶予制度の拡充：全株式を対象に納税猶予割合が100%）を講じています。この特例措置の適用を受けるためには、「特例承継計画」を提出する必要がありますが、この特例措置を活用していますか。

- (1) 活用して「特例承継計画」を提出した
- (2) 活用する予定である
- (3) 活用しないで事業承継する又はした
- (4) 事業承継を行う予定はない

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	20	102	160	219	501
割合(%)	4.0	20.4	31.9	43.7	100.0

ロ 事業承継税制のあり方についてどのように考えますか。

- (1) 現行で十分である

- (2) 特例措置の本則制定または延長を求める
 (3) 欧米主要国のように事業用財産を一般財産と切り離し、事業用資産の課税を免除する新たな制度の創設を求める
 (4) わからない

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	43	98	206	154	501
割合(%)	8.6	19.6	41.1	30.7	100.0

問7 【現状に則した税制改正】

イ いわゆる「年収の壁」例えば「103万円の壁」に代表される、所得税と社会保険料の発生する制度についてお尋ねします。「壁」による働き控え、共働き世帯の増加や、物価の推移など、制定されてから約60年間の社会情勢の変化を反映していないと指摘がありますが、これについてどうお考えですか。

- (1) 現行(103万円)のままで良いと思う
 (2) 社会情勢の変化に則して、定期的に見直す制度を作るべきだと思う
 (3) その他

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	37	438	26	501
割合(%)	7.4	87.4	5.2	100.0

上記(3)「その他」の具体的な意見

- ・ 見直すのは当然
- ・ 最低賃金が上昇しているのであるから、103万の壁は時代に全く合っていない。人材不足が顕著であり、働いてもらいたくても働いてもらえない方々が一定数以上いるのは事実である。103万だけでなく150万、201万など全てを総合的に変革する時なのだと感じる。配偶者控除、特別控除も同様
- ・ 無くせば良い
- ・ 178万円にし、日本人の就業(労働)時間を増やしてほしい
- ・ 178万円に引き上げ
- ・ 「年収の壁」と言われるような制度は廃止す。
- ・ 物価や給与の上昇に見合った上限額にまで見直すべき。自民党が現状で検討している水準は対応として不十分と思う
- ・ 全収入に対して課税
- ・ 社会保険の負担が増加しない仕組みで非課税枠を大きくしてほしい
- ・ 廃止するべき
- ・ すべて撤廃すべき
- ・ 年収が103万円の壁から上げたときに、所得税だけでなく、ほかに何が変わるのかわからないので、判断できない
- ・ 所得税は、消費税と同じようにする。社会保険は年収があれば、壁なしで新たな制度で徴収する。徴収額の差はあってよいが、収入がある人全員から徴収する
- ・ 配偶者、扶養は壁なし
- ・ 現行のままで良いと思う人はいない
- ・ こんなこと20年も前から気にしていた。パートが仕事したくても時給が上がるこ

- とによって仕事を減らすこと自体が会社の弱体化につながるのに
- ・現状に即した改正が必要であり、当然所得税の制度を見直すべきと考える。政府が時給 1,500 円や共産党が 2000 円などと言っているが、いくら時給が上がっても大幅な改正をしないと年間の収入は今のままで、時短に繋がってしまう。また、知事会などが騒いでいる税収の減少と言っているが、パート従業員の確保ができない現状を踏まえ、他力本願ではなく各自治体が歳出の見直しや削減を図っていくなどの創意工夫が必要と考える
 - ・ここまで話題にならないと変えないし、変わらない。話題にならなかつたら変える気もなかったことを考えると非常に腹が立つ。年収の壁はなくならなければ社会保険料の壁はなくなるとか意味が分からないことばかり。社会情勢の変化を反映しなかったのは与党の責任ある立場の方たちだと考える。その方たちを選んだのも私たちであるが、次世代の方たちに大変申し訳ないと考えている
 - ・所得税、住民税については(2)ですが、社会保険の壁(106 万.130 万)については、加入用件を金額だけにして(シンプル化)金額を定期的に上げる
 - ・年収の壁など廃止して自由に働かせるべき
 - ・103 万円の壁はその当時の最低賃金をベースに非課税の上限を決めたということなので、最低賃金が上がっているのだから当然引き上げるべきだと思う。また社会保険料の 130 万円の壁も同じことが言えていると思う。もし引き上げができないというだと憲法 25 条の生存権に抵触するのではないだろうか

ロ ガソリンの小売価格が三ヶ月連続して 160 円を超えた場合に、ガソリン税の暫定税(25.1 円)が停止される「トリガー条項」が制定されていますが、石油精製に対する補助金を拠出したとして条項は適用されませんでした。(トリガー条項は 2 年後に発動すると表明され補助金が圧縮の後に打ち切られました)これについてどうお考えですか。

- (1) 補助金によってガソリン価格の維持ができるなら現状のままで良いと思う
- (2) 制度としてあるのだから、発動させるべきだと思う
- (3) その他

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	103	373	25	501
割合(%)	20.6	74.5	5.0	100.0

上記(3)「その他」の具体的な意見

- ・暫定税を廃止すべき(3 件)
- ・「トリガー条項」発動はもちろんだが、ガソリン税に消費税をかけるのは違法、2 重課税、3 重課税になっている。600 円のガソリンに 400 円もの税金をかけるのは異常、不景気を助長させているもの。
- ・まずは発動させてから、抜本的な制度の見直し。
- ・補助金等減らし、環境投資促進すべき
- ・課税の見直しをすべき
- ・行き過ぎた円安が原因だと思うので、円安の是正を求める。
- ・税金が回るだけにしないよう、例えば EV チャージの使用料を安くして代替を促す機会にする。
- ・財務省の解体と税の根本的な見直し

- ・ふざけてるとしか言いようがない。
- ・そもそも論 なぜ一時的に取り付けた税金をそのままにしていること自体おかしい。
- ・税金は形を変えて2重取りしているのに、国民の生活に直結している支出に理由をつけて行わない意味が分からない
- ・暫定税率は即刻なしにして二重課税を解消する
- ・内容が分からない
- ・そもそもガソリン税等は受益者負担の原則で道路維持管理費に充てられたものであり、その趣旨に反して社会保障への財源となっており廃止すべきである。社会保障費の財源は別途わかりやすい名目で財源の確保をすべきである
- ・トリガー条項は制度としてあるのだから、発動すべき。それよりも元々ガソリン税は道路建設のための目的税で特別会計扱いだったものを財務省が一般会計に繰り入れたのだから、そもそも徴税の目的が変わっているので全面見直しをするべきだと思う
- ・必要ないのではないかと思う

ハ ガソリン・軽油・灯油には図のように石油税・ガソリン税・軽油取引税と本体の合計価格に対し消費税(10%)が課税されていますが、これに対し「二重課税である」との指摘があります。これについてどうお考えですか。

- (1) 石油税・ガソリン税・軽油取引税は、納税義務者が異なるから現状のままで良いと思う
- (2) 明らかな二重課税であるから、本体価格に対してのみ消費税を課税するべきだと思う
- (3) その他

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	52	436	13	501
割合(%)	10.4	87.0	2.6	100.0

上記(3)「その他」の具体的な意見

- ・先程と同様、二重、三重課税であり、消費税を課してはならない
- ・たばこの様に、各種税金が課せられているのに消費税を課税すべきではない
- ・所得税を納めた残りでの消費なので存在する税ではあってはならない
- ・EVなどに補助金を増やし、原油などのエネルギーに頼らない世界に向かっていくべき
- ・石油税、ガソリン税、軽油税の中で、相対的に都市部よりも地方の方が負担増となるガソリン税を少なくするべき
- ・二重課税の是正だけでなく、揮発油税の暫定税率も撤廃すべき
- ・二重課税を即刻辞め、更に消費税対象としない

問8 【個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税関係】
改正要望があれば、それぞれの税目について記載してください。

○個人所得課税

- ・減税措置を講じるべきである(9件)
- ・税率を下げるべき(9件)

- ・ばら撒きでない効果的減税が必要
- ・働く意欲がなくなるような税率ではなく、最高税率の引き下げを求めます
- ・減税すべき、消費は人間の生きがい、自分の稼ぎが税金に取られるのは、生きがいがなくなる。楽しい日本を目指すなら、減税すべき
- ・金融資産課税の強化
- ・景気動向に合わせた累進課税制度、税率の流動的・定期的に見直す仕組みづくり
- ・低所得者へはもっと優遇すべき
- ・（１）金融所得課税の強化を実施すべき（２）社会保険料の増額分は所得税を還付する税制にする
- ・現状維持
- ・金融所得課税の強化
- ・ビルトインスタビナイザー機能が働くので良い
- ・軽減
- ・消費税率変更(増税)し所得税その他の税目を廃止する
- ・減税の手続きの簡略化
- ・高所得層の税率アップ
- ・金融に関わる所得への課税税率が他の所得より低いのはおかしい
- ・子育てに必要な経費を必要経費として考慮して欲しい
- ・格差が大きくなっておりますので低所得者の手取りが増えるような税率に考慮
- ・若者など低～中所得者の税負担抑えて、高所得者は高くても良いと思う
- ・政治家も含め高額所得者を増税してほしい
- ・少子化対策の為、扶養控除の拡充を図り、結婚、出産をしやすい環境を求める
- ・増税でもいいと思う
- ・高額者の税率は重くする
- ・基礎控除 178 万円
- ・103 万円の壁で議論が交わされているが、今より極端な減税をすれば税収が少なくなる。働いたらそれなりに税金を支払って税制を賄い、余計な税金は取らないように考えてほしい
- ・累進課税の緩和：高所得者層への負担が大きすぎるため税率を見直す
- ・インターネットによる個人売買が今後も増える傾向がある為、抜け道がない情報管理をお願いする
- ・高額所得者の税率を上げ、その分を低所得者へ社会保障として還元すべき
- ・現状通りで良い
- ・現在東北震災の復興課税が適用されているが、これはそろそろ廃止でも良いのではないか。また、継続するなら見直しする時期を決めて対応すべきではないか
- ・消費喚起のため減税すべき
- ・とれる人からとるという考えはどうか
- ・所得額を勘案した公平性向上
- ・どうせ働いても、その分税金で引かれてしまうし、年金は年々減っていく。所得に対する税金を増やすのではなく、消費に対する税金だけにしてほしい
- ・課税は減らすべき
- ・物価が上昇しているので、給与所得控除控除額を上げるべき
- ・高すぎ
- ・給与アップした分に関しては税金を取らないでほしい
- ・給与が増えても全く手取りが増えない

- ・所得の段階の区切り方を見直すべき
- ・低所得者層をもう少し減税策を取り高収入層からもっと課税すべき
- ・所得税を減らして法人税(特に大企業)を上げるべきだと思う
- ・株式の取引により発生する損失は確定申告により所得から減損させるべきだと思う。個人も企業と同じように会社が税を徴収するのではなく全て確定申告納税制度するべきだと思う。3月年度末の申告制度でなく個人誕生日の以降2ヵ月以内の申告制度にしてイータックスの申告にすればスマホやパソコンでも可能とし、できない人は行政書士や税理士、会計士を窓口で申告を代行してもらえば良いと思う
- ・税金の取りすぎ

○法人課税

- ・税率を減税すべきだ(10件)
- ・税率を引き下げるべき(8件)
- ・プライマリーバランスと国際競争力を考慮した課税
- ・今の利益は大企業に集中しているので、大企業の税率を見直してはどうか
- ・法人税は増税すべき、大企業は消費税の還付を受けている、法人税は増税でいい
- ・高収益企業の税額控除の廃止
- ・期限付きの減税
- ・現行で良い
- ・(1) 役員報酬の改定は期半ばでの見直しを可能とするよう改定すること (2) 高所得企業への優遇税制を廃止する (3) デジタル課税は実施すべき
- ・大企業は増税
- ・大企業の税額控除が大きすぎる
- ・ビルトインスタビライザー機能が働くので、税率を引き上げる必要がある。そうすれば、企業は内部留保をやめて、賃金やボーナスも上昇する。企業の投資も盛んになる。結果として内需が増して、経済成長を取り戻す
- ・消費税率変更(増税)し法人課税その他の税目を廃止する
- ・減税の手続きの簡略化
- ・非課税枠を撤廃して、法人税率そのものを下げる
- ・中小企業は税率を下げるべき
- ・現在の中小企業暫定税率を維持する
- ・大企業に対しては引き上げ、中小零細は据え置きとすべき
- ・超大企業の税制特例処置の撤廃
- ・中小企業の暫定税率を恒久化
- ・法人税率の引き下げ：国際競争力の向上を図るため税率を引き下げる
- ・法人登録していない個人事業主等が優遇される税法になっている
- ・見直しが必要
- ・高い
- ・中小企業に対して優遇措置をして頂きたい
- ・言ったところで変わらないので特にありません
- ・現状維持
- ・中小企業を軽減
- ・簡素化してもらいたい
- ・大企業も零細企業も同じ土俵にあげるべきではない

- ・大企業からもっと比率の高い課税をするべき
- ・所得税を減らして法人税(特に大企業)を上げるべきだと思う
- ・中小企業に対する軽減措置
- ・中小企業は毎年毎年の売り上げや利益が不安定なので赤字を3年間繰り延べできるのと同じように中小企業対象に利益の一部、課税対象の1/3程度を翌年に限り繰り延べできるようにして貰いたい、それにより昇給や賞与への引きあて、設備投資資金が引き合えられるので結果として経済が活性化し税収も増えると思う
- ・税金の取りすぎ

○資産課税

- ・税率の引き下げ等軽減措置を講ずるべきである(18件)
- ・資産課税の廃止(4件)
- ・資産一律の課税には反対
- ・法人の業態と資本に見合った内部留保基準額を決め、超えたものに課税すべきである
- ・相続税で納税資金を確保するため大変な思いをされている知人が何人かいる。制度に問題があるのではないか。
- ・建築物の評価が高すぎる、建物の償却に連動するべき
- ・建物の評価が高すぎる
- ・相続税の見直し
- ・民主党政権時代の住宅資金贈与の非課税枠を1000万あるいは、それ以上にしてほしい
- ・資産は、個人の場合所得が減少することが目に見えているのだから、余裕のある購入時の取得税に負担割合を増やし、維持費としての負担が増える資産課税は減額か廃止すべき
- ・消費税率変更(増税)資産課税その他の税目を廃止する
- ・支払いが大変なので減額ほしい
- ・減税の手続きの簡略化
- ・固定資産のみならず流動資産にも課税すべき
- ・税制の見直しが必要
- ・生産設備資産掛かる課税の免除
- ・少額減価償却資産について、昨今の物価上昇を勘案して、金額を40万円ないしは50万円未満としてもらいたい
- ・動産については原則償却資産とし、資産税は課税しない
- ・現状の課税方法が非常にわかりにくいので、シンプルにすべき
- ・政治家を増税してほしい
- ・有効活用の難しい土地について、課税の軽減をお願いしたい
- ・とりすぎ
- ・相続税の基礎控除を上げる
- ・相続税・贈与税の軽減：事業承継の負担を減らし中小企業の存続を支援する
- ・課税対象となる物について、免除できる物等を細分化し、課税対象を少なくしてほしい
- ・首都圏と地方では価値が違ふし、相続税にしては継承されないと日本の家族のカタチが壊れるので、控除枠上限をあげていただきたい
- ・固定資産税の見直しばらつきがある

- ・ NISA 制度も充実させてきており、投資に関する課税は当面維持して欲しい
- ・ 空き家解消のために廃屋でも建っていれば固定資産税が更地にするより掛からないというのはいかがなものかと思う
- ・ 固定資産税に関しては 30 年支払ったら終わりにしてもらいたい。もしくは 20 年で 2 分の 1、30 年で 3 分の 1 にしてほしい。30 年前に大理石と鉄骨で作ったうちのような建物が資産価値がなかなか減らずに高いままなので壊れても修繕する費用がでない。30 年前の大理石、固定資産に乗っている価格で買い取ってほしい
- ・ 実施的な富裕層で、豊富な資産を所有している者への課税
- ・ 個人が築き上げた資産に対して、相続税で国が巻き上げていく。泥棒である
- ・ 相続税・贈与税の負担が大きいと思うので見直してほしい
- ・ 自動車保有に関わる課税は見直すべき
- ・ 税率の引き上げ
- ・ 固定資産税の引き下げ
- ・ 多くの資産を有している富裕層に関して増税すべき
- ・ 生前贈与における税率低減。中小企業における相続・贈与時の株価計算の特例（評価額を簿価の 2 倍まで）の創設

○消費課税

- ・ 消費税の減税をすべき（10 件）
- ・ 複数税率の一本化（8 件）
- ・ 税率を下げるべき（5 件）
- ・ 消費税廃止（4 件）
- ・ 免税事業者制度の廃止（3 件）
- ・ 現状以上の税率は反対
- ・ 消費税は廃止すべき、消費が落ち込んでしる。なんとかしないと国が倒れる
- ・ 出来れば課税 5%に戻れば所得税は上昇しても良いのでは
- ・ 一律 5 %課税に戻す。（景気動向に合わせ、期限付きで構わない）
- ・ 下げるべき。逆進性が高く低所得者の負担が高すぎる
- ・ （1）軽減税率の廃止（2）食料品の税率をゼロにする（3）免税業者の廃止（4）ガソリン税等への二重課税の廃止
- ・ 消費税については 10%から下げるか、いったんやめてもいいと思う
- ・ 税率を業種統一し、下げて欲しい
- ・ 軽減
- ・ 二重課税の廃止 複数税率の廃止 免税業者の廃止 食料品への課税廃止
- ・ 30 年以上の低成長で、日本をダメにした現況であり早急に廃止、ないしは減税すべき
- ・ 消費税は増やしても良いと思う。その代わり子育てや老後に安心して生活できる制度設計に充てる。北欧は、消費税が高くても国民の満足度が高いという成功例を真似て欲しい
- ・ 軽減税率廃止。消費税率変更(増税)し所得税その他の税目を廃止する
- ・ 経理処理担当の立場から、税率の一本化による業務負担軽減を要望します
- ・ 住宅等生活必要なもので高額物の減税
- ・ 減税の手続きの簡略化
- ・ 大学まで無料 福祉施設無料で 20%にすべき
- ・ 消費税の使途を明確にすること

- ・軽減税率を廃止し、1 本化する
- ・税率を統一し、国内消費が回復するまで暫定税率で税率を下げる
- ・消費税の見直しが是非必要と感じている(諸物価高騰により)消費税 5%を希望する
- ・消費税を 30%にして課税、社会保険を一本化 課税対象で税率変化
- ・10 パーセントが限界だと思う
- ・軽減税率の見直し：複雑な税率を一本化し事業者の負担を軽減する
- ・海外旅行者の免税販売について 現在の購入時に消費税を即時還付する方式は旅行者も大変喜んでいる制度だが、これを悪用する一部の人により、税度が他の主要国のようにリファウンド方式に変更される。制度を悪用する一部の人の為に、制度を守っている人が不利益を被る(免税手続きが出国時になり、時間がないなどの理由で免税手続きをあきらめる人がいる)のはいかがなものかと思う。現状も、免税データは、即時国税庁に送られるので、同じ品物を大量に・何度も購入するなど、データ上でいくらでも監視できて、個人も特定できるはずである。是非、データを活用して、悪用する個人を早急に特定し、法にのっとって旅行をしている人に迷惑を掛けない制度にして頂けたらと思う
- ・税率を一律にして 10%の維持
- ・二重課税見直し
- ・消費税を上げ、老後安心して生活ができるようにしたい
- ・税金に消費税を掛けるのは止してほしい
- ・物価の上昇に企業の賃上げも追いついていない。景気動向や物価の上昇と賃上げ動向を見たうえで一時的に消費税を引き下げた方が一般消費者の消費を促せると思う
- ・簡易課税の 8%は事務負担が掛かるのと一番家計を圧迫するので廃止してほしい
- ・免税事業者制度の廃止と税率の一本化によるインボイス制度の廃止
- ・色々な税があるので一本化にしてもらいたい
- ・中小企業には一定のルールを敷き 3%程度に減額し、大企業に関わる輸出による消費税還付をやめ、その対価に充てる
- ・もっとシンプルに
- ・新聞の軽減税率は不要
- ・高すぎ、労働威力失う
- ・食料品の課税を廃止する
- ・贅沢品等に関してのみ消費税はかけるべきであり、それ以外は即刻廃止すべき
- ・そもそも購入品の価格に税金がのっかっているのに消費税を払う意味が分からない
- ・法人課税、資産課税を増税し、消費税を廃止する
- ・税率は 5%が妥当
- ・国民負担率が高い
- ・食料品等原材料の生活に直結したものに関しては消費税を廃止すべきだと思う

問9 【地方税関係】

- イ 固定資産税についておたずねします。地方税の大きな財源である固定資産税は負担感が高く抜本的な見直しが必要と言われております。見直すべき項目を 2 つ以内で選んでください。

- (1) 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- (2) 家屋の意評価方法を見直す
- (3) 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- (4) 免税点を引き上げる
- (5) 申告時期を決算時期に合わせる
- (6) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	計
回答数	176	213	276	69	38	17	789
割合(%)	22.3	27.0	35.0	8.7	4.8	2.2	100.0

上記(6)「その他」の具体的な意見

- ・ある程度の負担は設けておかなければ経済格差の拡大を招くこと、地方財政充実のため現状維持でやむを得ない
- ・土地・家屋は使用していれば税負担を下げる等、長く利用される仕組みを検討してほしい
- ・人口が減少しているので他市との合併を考えたほうがいい
- ・全体を下げてほしい
- ・30年前の建物にいまだに300万近くの固定資産税を払っている。素材が高いと言われればそれまでだが、バブル期に作ったとはいえ、今の時代でこの古さでこの金額評価はありえない。30年にわたり毎年300万以上払い続けているので、そろそろ支払い終わりにしてほしい
- ・広い駐車場を持っている場合、道路や安全のための区域も必要であり、軽減係数も必要

ロ 地方税の以下の税目について、ご意見等があれば記載してください。

○事業税・住民税

- ・減税措置を講じるべき(9件)
- ・事業税の廃止(4件)
- ・市によって高い安いが有るのを改善して欲しい(3件)
- ・地方は大幅に減税することで住みやすくなる
- ・非課税業種・非課税限度額等の見直しは必要
- ・負担が大きい
- ・引き下げ
- ・消費税率変更(増税)し、その他の税目を廃止する
- ・事業税を累進課税に
- ・収入によって、納税額が変わるのはやむを得ないが、差が大きいと思う
- ・住民税は下げてほしい
- ・前年の年収に応じて課せられる住民税の負担が大きい。是非見直しを検討して欲しい
- ・都市部と地方の税率を柔軟に変えるべき
- ・個人住民税が鹿沼市は高いと思う。所得によって違うのはわかるが、それなりに他で(源泉税)などでも支払っている。事業税も頑張っている会社のために考えて

ほしい

- ・個人住民税の負担軽減：低所得者層への税負担が大きいため、非課税枠の拡大や減税措置を検討すべき
- ・収入に対して各税が高すぎる
- ・広く薄く徴収し、人口 30 万人以上の都市との格差拡大防止のため大幅に下げる
- ・低減して欲しい
- ・県、市、個人の一本化について検討してほしい
- ・全てに税負担が大きく、勤労意欲を失う

○固定資産税

- ・税率の引き下げ、減税措置を講じるべき(20件)
- ・建物の評価が高すぎる(3件)
- ・償却資産税と一本化すべきである
- ・評価が煩雑で実勢との乖離がある
- ・固定資産税を安くするべきである、こんなに高いのでは自分の持ち物ではなく国から土地家屋を賃借しているようなものである
- ・事業用の固定資産は、業績に連動する方式にすべき。業績が悪化したときに、倒産のとどめを刺すのが税金であってはならない
- ・消費税率変更(増税)し、法人課税その他の税目を廃止する
- ・建物は長期間見て変わらないので、経過年数で見てほしい
- ・地方は評価額が高いと思われる
- ・都市部と地方の税率を柔軟に変えるべき
- ・地方は時価価格より高いと思われる、是正が必要
- ・中小企業向け軽減措置の拡充：設備投資を促進するため、一定規模以下の事業用資産に対する減税措置を強化する
- ・家屋などの評価額が、一向に減少しない。その規定を見直してほしい
- ・都市と地方の格差がありすぎる。実際に売れる価値の税金にしてほしい
- ・いつまで払う、期限の設定
- ・持ち家に関しては無くすべき。税金が払えなくなって持ち家を手放さなければならぬような国はいらない。住めない。住みたくない
- ・税負担が、大きいと思うので見直してほしい

○都市計画税

- ・減税措置を講じるべき(5件)
- ・不公平感がある。
- ・都市計画税の廃止、固定資産の二重課税である
- ・目的税は解りやすい名前と仕組みに改善し一本化すべきである
- ・都市計画税の存在意義がないので廃止してほしい
- ・都市計画税の廃止
- ・軽減
- ・中心市街地・郊外地域と算定方法見直す
- ・インフラのメンテナンスを考えると現状で仕方がないと思いますが、税率は上げないでほしい
- ・計画の成功に見合った形にしてほしい
- ・廃止

- ・率の引き下げ：都市計画の財源として重要だが、負担が大きいため、税率の引き下げや用途の透明化を進めるべき
- ・地域によって運用していないのに税金を払うのはおかしい
- ・いつまで払う、期限の設定
- ・何に使われているか不明
- ・都市計画税はなくしてほしい
- ・税率が高い
- ・都市だけとつとけ

○償却資産税

- ・低減措置を講じるべき(5件)
- ・償却資産税の廃止(4件)
- ・事業用償却税の廃止
- ・償却期間の見直し
- ・二重課税になりやすい。固定資産税に一本化すべきである
- ・消費税率変更(増税)し、法人課税その他の税目を廃止する
- ・未来を見据えた形にしてほしい
- ・設備投資の促進：企業の成長を支えるため、一定額以下の償却資産を非課税とするなどの優遇措置を導入すべき
- ・償却の期間の見直し

○事業所税

- ・事業所税の廃止(2件)
- ・低減措置を講じるべき(4件)
- ・軽減
- ・目的税は解りやすい名前と仕組みに改善し一本化すべきである
- ・事業税と事業所税は二重課税のようなもの、税法の原則である簡易性に反する
- ・消費税率変更(増税)し、法人課税その他の税目を廃止する
- ・未来を見据えた形にしてほしい
- ・総じて税の制度が複雑すぎる

第1号議案 令和6年度事業報告について

令和6年度 事業報告

(自 令和6年4月1日 ～ 至 令和7年3月31日)

1. 概 況

足利法人会は、公益社団法人の法律要件を踏まえ、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。」という法人会の基本理念に基づき、企業の自己研鑽及び地域の健全な発展に貢献するために各種の事業に取り組んでまいりました。

税制・税務説明会については、決算期別法人税・消費税等申告説明会、定額減税制度説明会、改正税法説明会などを実施し、税知識の習得に努めました。

また、一般公開講演会や優良映画鑑賞会の開催、MD部会では「租税教室へ講師派遣」を行うとともに、健康経営を推進し、女性部会においては、「税に関する絵はがきコンクール」の募集や、食品ロス問題に取り組むなど、税知識の普及や地域社会貢献にも取り組みました。

さらに、新年合同賀詞交歓会やMD部会宿泊見学研修会の開催、女性部会では日帰り見学研修会を開催するなど、会員の親睦についても図ることができました。

そして、会の存立基盤であります組織については、組織委員会を中心として、積極的な会員増強運動を行いました。新会員入会は50社、退会が79社で、29社の減と令和2年以来の大幅な減となりました。今後とも、一般市民も含めて、「法人会」の持つ公益的な性格を積極的にPRするとともに、会員増強活動を進めてまいります。

以下、本年度に実施した主な事業等は、次のとおりです。

2. 組 織

会員の確保については、会の運営の活性化に資するとともに、当会の財政基盤の強化にも繋がることから、10月から3月までを会員増強月間と定め、会員増強運動に取り組みました。その結果は、以下のとおりであります。

(1) 会員の状況 (年度末会員数には、58名の個人賛助会員を含む。)

令和6年4月1日	入 会	退 会	令和7年3月31日	全法人数	加入率
1,682	50	79	1,653	3,476	44.4

(2) MD部会

令和6年4月1日	入 会	退 会	令和7年3月31日
77	6	2	81

(3) 女性部会

令和6年4月1日	入 会	退 会	令和7年3月31日
28	0	1	27

3. 個別事業の概要

I 「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業（認定法別表 18 号事業）」

（1）税知識の普及を目的とする事業（公 1－1）

税制・税務関係研修会等は、法人会の根幹的な事業であることから、研修委員会を中心に説明会等を開催いたしました。また、租税教室については、MD 部会役員等講師を派遣しました。

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考	
6	5	22	法人税・消費税等申告説明会	あしかがフラワーパーク プラザ 101 号室	24 名	足利税務署担当	
	8	21			30 名		
	11	12			20 名		
7	2	12			41 名		
6	4	17	定額減税及びダイレ クト納付説明会	あしかがフラワーパーク プラザ 301 号室	64 名		
	5	23			35 名		
	10	16	改正税法説明会	同 301 号室	19 名		
	11	21	年末調整説明会	同 401 号室	54 名		
	12	10	新設法人説明会	同 102 号室	3 名		
		13	e－T a x 利用	足利税務署会議室	29 名		
	4	30	租税教室講師派遣	青 葉 小 学 校	43 名	2 名	長MD部会長
	5	2		山 前 小 学 校	83 名	2 名	亀井MD監事
		9		葉 鹿 小 学 校	62 名	3 名	田米開MD理事 星野MD副部会長
		20		南 小 学 校	80 名	3 名	長MD部会長 小倉MD副部会長
		21		山 辺 小 学 校	80 名	3 名	亀井MD監事 荻野MD理事
		22		坂西北小学校	26 名	2 名	小倉MD副部会長
		27		御 厨 小 学 校	133 名	5 名	星野MD副部会長 齋藤MD理事 桜井MD部会員
	6	7		名 草 小 学 校	11 名	2 名	梅原MD副部会長
		13		矢場川小学校	24 名	2 名	富田MD19 代部会長
		19		けやき小学校	50 名	2 名	長MD部会長
		24		毛 野 小 学 校	79 名	4 名	亀井MD監事 田米開MD理事
		25		久 野 小 学 校	14 名	2 名	亀井MD監事

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
6	6	27		大月小学校 15名	2名	昆MD理事
		28		毛野南小学校 26名	2名	田米開MD理事

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業（公1-2）

会員企業に加えて一般市民等にも広げた研修・講演会等を開催するとともに、広報委員会を中心に広報誌の発行（年4回）やホームページによる情報提供等により、納税意識の向上に努めました。

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
6	4	1	広報誌発行事業	第169号	—	広報委員会担当
		8		第170号	—	
		11		第171号	—	
		1		第172号	—	
7	1	1				
6	4	1	ホームページの更新	随時更新	—	広報誌・リンク更新
		7	広報委員会	喜千	7名	広報誌発行の協議 検討
		10			4名	
		11			4名	
7	3	4			4名	
6	5 6		第13回税に関する 絵はがきコンクール 募集	市内全22小学校	2～3名	各小学校へ協力 依頼
	9	26	第13回税に関する 絵はがきコンクール 審査会	足利商工会議所北事務所 山岸審査員、税務署長、 会長、女性部会員等	12名	応募作品数 634点
	11	19	第13回税に関する 絵はがきコンクール 入賞作品の表彰	けやき、東山、桜、毛野、 毛野南、山辺、南、三重、 北郷、大月、名草、富田、 矢場川、筑波、御厨、葉 鹿、小俣、各17小学校	1～4名	各小学校へ
		25	第13回税に関する 絵はがきコンクール 入賞作品の展示	◇入賞作品の展示 税務署・市役所・図書館・ 足利市駅・足利駅・たいら や・ヨークタウン・マルシ ェ・ヨークベニマル・とり せん助戸店・生鮮市場トッ プ・法人会事務所	—	市内12カ所に 展示

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
6	11	6	「税を考える週間」 記念講演会	栃木県総合文化センター 講師：関東信越国税局 総務部長 田畑 健隆 氏	5 名	栃木県税務連絡 協議会主催
		14	「税を考える週間」 税を知って楽しい 一日	足利商工会議所友愛会館 演題：これからの社会に 向かって 講師：足利税務署長 三上 寛治 氏	7 名	昭和歌謡ミニコン サート 大抽選会
	5	13	足利納税推進協議会 通常総会	足利商工会議所 応接会議室	1 名	板橋会長
	8	8	同 理事会	足利商工会議所 友愛会館		
	10	18				
	7	1	20	ニューミヤコホテル		
6	5	19	足利市租税教育推進 協議会通常総会	足利税務署		
7	1	14	新春講演会	ニューミヤコホテル 演題：「ちょっと変わった 経験と発見」 講師：足利税務署長 三上 寛治 氏	63 名	女性部会主催

(3) 税制・税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（公1-3）

本事業については、法人会の重大な事業でもあり、企業経営者の意見を税制改正に反映することが目的であり、アンケート調査の実施や全国大会に参加いたしました。

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
6	4	18	第 17 回法人会全国 女性フォーラム	広島グリーンアリーナ (広島県立総合体育館)	2 名	全法連女性部会 連絡協議会主催
		20	広島大会	記念講演、式典、懇親会等		
	10	3	第 40 回法人会	城山ホテル鹿児島	2 名	全法連主催
		4	全国大会鹿児島大会	記念講演、式典、懇親会等		
	11	7	第 36 回法人会	サンドーム福井	4 名	全法連青年部会 連絡協議会主催
		9	全国青年の集い 福井大会	部会長サミット、記念講演、 式典、懇親会等		
		20	令和 7 年度税制改正に 関する提言書の提出	市役所 (市長、議長、教育長、茂木 衆議院議員あて)	3 名	板橋会長 岩崎副会長 相川専務理事
7	2	5	税制セミナー	ライブ配信	1 名	岩崎副会長
		28	税制改正に関する アンケート調査		全会員	県法連主催

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
7	3	下旬	税制改正に関するアンケート調査		対象者 56名	全法連主催

Ⅱ「地域社会の健全な発展に資する事業（認定法別表 19 号事業）」

（１）地域企業の健全な発展に資する事業（公２）

地域の中小企業の経営に役立つ会計、経営、労務、法務、人材育成等について地域の実情に即した研修会を開催いたしました。

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
6	通 年		インターネットセミナーの受講推進	ホームページからアクセスして受講	—	月 740 件程度のアクセス
	4	23	一般公開講演会	演題：定額減税制度について 講師：足利税務署 森谷氏	18 名	足利税務署担当
	4	24			20 名	
	5	22	企業の税務コンプライアンス向上	あしかがフラワーパークプラザ 101 号室	24 名	事務局からの説明
	8	21			30 名	
	11	12			20 名	
7	2	12			41 名	
6	7	5	一般公開セミナー	あしかがフラワーパークプラザ 301 号室 演題：“運輸・建設業界だけじゃない” これだけは知っておきたい 2024 年人事労務に関する法改正 講師：社会保険労務士パートナーズメニュー代表社員 源田裕久氏	24 名	MD・女性部合同開催

（２）地域社会への貢献を目的とする事業（公３）

法人会の基本的方針に則り、地域社会に密着した活動を通じて、広く地域社会への貢献に積極的に取り組みました。併せて、イベント等の実施に当たっては、可能な限り税に関する啓発活動を実施いたしました。

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
6	4	18	研修委員会	ニューミヤコホテル	4 名	研修委員会担当
	10	11			6 名	

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
7	8	27	優良映画鑑賞会	足利フラワーパークプラザ文化ホール 上映映画：「モアナと伝説の海」	423 名	総務委員会担当
			足利市子ども夢基金 寄附	寄附先：足利市	—	
		28	チャリティーゴルフ コンペ寄附	寄附先：足利市(市内小学校へ図書購入費として)	4 名	MD 部会
	10	24	一般公開講演会	ニューミヤコホテル 演題：祈りのまち「足利」 の歴史まちづくり 講師：大岩山毘沙門天 副住職 沼尻了俊氏	97 名	研修委員会担当
	11	12	織姫神社 清掃ボランティア	織姫神社境内	97 名	総務委員会担当
	9	10	女性部会 食品寄付	寄付先：フードバンク あしかが	4 名	女性部会
7	1	21				

Ⅲ「その他の事業」（会議・管理関係等含む）

（１）会員の交流及び福利厚生を目的とする事業

組織の強化・充実は、法人会活動の活性化に欠くことができないため、会員増強月間（１０月～３月）を設けて、会員の増強及び退会防止に努めました。

このために組織を挙げて取り組むとともに、金融機関・保険会社・税理士会等の協力をいただき、魅力ある法人会づくりに努めました。

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
6	4	4	租税教室講師研修会	足利税務署	4 名	足利税務署主催
		24	MD 部会通常総会 懇親会	ニューミヤコホテル	29 名	MD 部会
			法人会福利厚生制度 キックオフ会議懇親会	ホテル東日本宇都宮	4 名	県法連主催
	5	30	拡大厚生委員会	鳥常本店	24 名	厚生委員会担当
	6	18	県法連第 12 回 通常総会懇親会	ホテル東日本宇都宮	7 名	県法連主催
		21	女性部会日帰り見学 研修会	鉄道博物館と首都圏外郭 放水路見学	14 名	女性部会
	7	24	チャリティーゴルフ コンペ	足利カントリークラブ	29 名	MD 部会主催

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
6	8	9	MD部会・女性部会 合同研修会（警察署 長講演会）	演題：特殊詐欺の現状 講師：足利警察署長 大貫彰久 氏 警備課長 逸見 剛 氏	21 名	MD・女性部合同 開催
			同上懇親会	ニューミヤコホテル	22 名	
	10	9 10	MD部会 宿泊見学研修会	広島市 広島原爆ドーム・平和記 念資料館、宮島厳島神社 等	18 名	MD部会
	11	15	県法連会員研修会	宇都宮市文化会館 (第1部) 講演会 演題：働き方改革の推進 に向けた県の取り組み 講師：栃木県産業労働観 光部労働政策課係長 三村友宏 氏 (第2部) 木山裕策講演会・ミニコン サート 講 師：歌手・ガンサバイバー 木山裕策 氏	6 名	全体 120 名
	10 3		会員増強運動の推進	市内		組織委員会担当
	11	中 旬	チャリティー事業 赤い羽根共同募金			総務委員会担当
	12	2	関東信越法人会 連絡協議会 事務局担当者研修会	オンライン開催	1 名	事務局
7	1	14	新年合同賀詞交歓会	ニューミヤコホテル	85 名	
		20	足利納税推進協議会 新年会		1 名	板橋会長
	3	7	全法連 事務局セミナー	オンライン開催	2 名	事務局

(2) 管理運営等に関する事業

各種事業を推進するに当たっては、通常総会、理事会、正副会長会議、各委員会、MD・女性部会の各役員会等を必要に応じて随時開催し、事業の円滑な推進のための協議検討をいたしました。

ア. 通常総会

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
6	4	23	女性部会総会	蓮岱館	8名	全体 15名
		24	MD部会総会	ニューミヤコホテル	26名	全体 31名
	6	12	第13回通常総会		81名	全体 977名

イ. 理事会（常任理事会）・委員会等

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
6	4	25	会計監査	足利商工会議所北事務所	2名	法人会
	5	10	正副会長会議	喜千	7名	
	10	18			6名	
7	2	21			9名	
6	9	12	拡大正副会長会議		25名	
	5	16	理事会 (兼常任理事会)	あしかがフラワーパーク プラザ 401号室	30名	
	10	28			28名	
7	3	13			28名	
6	10	17	現金出納検査	法人会事務所	1名	
7	2	13				
6	5	29	総務委員会	ニューミヤコホテル	6名	MD部会
	10	22	組織委員会	あけみ鮎	9名	
7	3	10		竹重	7名	
6	12	6	税制委員会	喜千	4名	
	4	10	会計監査		3名	
		15	役員会		12名	
6	5	14	拡大正副部会長会議	ニューミヤコホテル	5名	
	9	11			4名	
	7	2			5名	
6	4	4	会計監査	蓮岱館	3名	女性部会
		11	役員会		8名	
	9	18	拡大正副部会長会議	ニューミヤコホテル	7名	
	12	12			3名	
7	2	18			6名	

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
6	12	12	足利・佐野法人会 合同打合せ	ニューミヤコホテル	3名	女性部会

ウ．その他市内関係機関会議等

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
6	5	13	足利納税推進協議会 通常総会	足利商工会議所 応接会議室	1名	板橋会長
	8	8	同上 理事会	ニューミヤコホテル		
	10	18				
7	1	20	同上 理事会・新年懇親会	ニューミヤコホテル		
6	5	22	足利市租税教育推進 協議会通常総会	足利税務署	1名	板橋会長
	11	14	納税表彰式	足利商工会議所友愛会館	5名	板橋会長ほか

エ．県法連関係の会議等

開催年月日			事 業 名	会 場 等	出席者数	備 考
6	6	18	第 12 回通常総会	ホテル東日本宇都宮	7 名	板橋会長ほか
	5	21	正副会長会議	県法人会館	1 名	板橋会長
	10	29				
7	3	19				
6	5	21	理事会	県法人会館	3 名	板橋会長 柳田副会長 尾花副会長
	10	29				
7	3	19				
6	10	22	総務委員会		1 名	柳田副会長
7	3	17				
6	4	24	法人会福利厚生制度 キックオフ会議	ホテル東日本宇都宮	4 名	県法連主催 全体 53 名
	9	17	厚生委員会	法人会館	2 名	板橋会長 赤坂副会長
7	3	10				
	2	20	研修委員会		1 名	相川専務理事
6	9	17	組織委員会		1 名	板橋副会長
7	3	4				富田理事

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
6	9	24	広報委員会	法人会館	1名	尾花副会長
7	3	5				
6	9	10	税制委員会		1名	岩崎副会長
6	8	22	栃法連青年部会 連絡協議会役員会		1名	長MD部会長
	12	6	栃法連女性部会 連絡協議会役員会		1名	鈴木女性部会長
	4	24	県内 専務理事・事務局長 会議		1名	相川専務理事
	9	4				
	12	17				

才. 局連関係

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
6	8	27	関東信越法人会 連絡協議会定時総会	THE MARK GRAND HOTEL	1名	板橋会長
	7	4	関東信越法人会 協議会厚生委員会			
7	2	7	国税局幹部と栃木県 連役員との協議会	法人会館	1名	相川専務理事

カ. 全法連関係

開催年月日			事業名	会場等	出席者数	備考
6	7	25	全法連厚生委員会	全法連会館	1名	板橋会長
7	1	22	新年賀詞交歓会	帝国ホテル		
	2	19	全法連厚生委員会	ハイアットリージェンシー東京		
	3	7	事務局セミナー	オンラインセミナー	2名	事務局

事業報告附属明細書

令和6年度事業報告においては、「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する
ものはない。

第 2 号議案 令和 6 年度収支決算について

貸借対照表

令和 7 年 3 月 31 日 現在

(単位:円)

科 目		当年度	前年度	増 減
Ⅰ. 資産の部				
1.流動資産				
現金		30,000	30,000	0
普通預金		2,324,677	3,211,845	△ 887,168
【流動資産合計】		2,354,677	3,241,845	△ 887,168
2.固定資産				
特定資産	財政調整引当資産	6,200,000	6,200,000	0
	公益化20周年事業引当資産	600,000	500,000	100,000
	周年事業引当資産	1,158,324	958,324	200,000
	退職給付引当資産	4,437,175	4,387,175	50,000
小 計		12,395,499	12,045,499	350,000
その他の固定資産	車両運搬具	604,695	1,209,390	△ 604,695
【その他の固定資産合計】		604,695	1,209,390	△ 604,695
【固定資産合計】		13,000,194	13,254,889	△ 254,695
【資産合計】		15,354,871	16,496,734	△ 1,141,863
Ⅱ. 負債の部				
1.流動負債				
預り金		103,723	183,849	△ 80,126
【流動負債合計】		103,723	183,849	△ 80,126
2.固定負債				
退職給付引当金		4,437,175	4,387,175	50,000
【固定負債合計】		4,437,175	4,387,175	50,000
【負債合計】		4,540,898	4,571,024	△ 30,126
Ⅲ. 正味財産の部				
一般正味財産		10,813,973	11,925,710	△ 1,111,737
(うち特定資産への充当額)		(7,958,324)	(7,658,324)	(300,000)
【正味財産合計】		10,813,973	11,925,710	△ 1,111,737
【負債・正味財産合計】		15,354,871	16,496,734	△ 1,141,863

令和6年度 正味財産増減計算書

(自 令和6年4月1日 ～ 至 令和7年3月31日)

(単位:円)

科 目		当年度	前年度	増 減
I. 一般正味財産増減の部				
i. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	特定資産受取利息	844	193	651
受 取 会 費	正 会 員 受 取 会 費	6,998,200	7,081,000	△ 82,800
	賛 助 会 員 受 取 会 費	223,200	208,800	14,400
	小 計	7,221,400	7,289,800	△ 68,400
事 業 収 益	研 修 会 事 業 収 益	409,400	1,181,000	△ 771,600
	広 報 事 業 収 益	154,000	286,000	△ 132,000
	小 計	563,400	1,467,000	△ 903,600
受 取 補 助 金	全 法 連 助 成 金	7,974,200	8,073,000	△ 98,800
	全 法 連 補 助 金	260,000	314,000	△ 54,000
	県 法 連 補 助 金	888,000	982,000	△ 94,000
	小 計	9,122,200	9,369,000	△ 246,800
受 取 負 担 金	M D 部 会 負 担 金	960,000	888,000	72,000
	女 性 部 会 負 担 金	162,000	150,000	12,000
	小 計	1,122,000	1,038,000	84,000
雑 収 益	受 取 利 息	2,702	61	2,641
	雑 収 益	524,130	1,046,915	△ 522,785
	小 計	526,832	1,046,976	△ 520,144
【経常収益計】		18,556,676	20,210,969	△ 1,654,293
(2) 経常費用				
事 業 費	給 料 手 当	6,829,743	6,657,629	172,114
	退 職 給 付 費 用	45,009	40,508	4,501
	福 利 厚 生 費	1,181,446	1,055,656	125,790
	旅 費 交 通 費	749,351	561,319	188,032
	通 信 運 搬 費	800,258	814,341	△ 14,083
	減 価 償 却 費	544,335	286,491	257,844
	消 耗 什 器 備 品 費	15,000	60,009	△ 45,009
	消 耗 品 費	187,842	240,827	△ 52,985
	修 繕 費	11,883	0	11,883
	印 刷 製 本 費	1,229,956	1,146,828	83,128
	燃 料 費	21,800	29,861	△ 8,061
	賃 借 料	1,243,661	1,314,132	△ 70,471
	リ ー ス 料	338,394	302,748	35,646
	会 場 費	240,834	249,213	△ 8,379
	保 険 料	77,409	99,595	△ 22,186
	諸 謝 金	73,000	448,000	△ 375,000
	租 税 公 課	13,233	17,463	△ 4,230
	会 議 費	1,334,052	2,764,292	△ 1,430,240
	委 託 費	186,709	183,143	3,566
	支 払 負 担 金	322,564	505,771	△ 183,207
	支 払 寄 付 金	339,000	552,000	△ 213,000
	広 告 宣 伝 費	7,201	7,201	0
	中 退 共 掛 金	410,483	410,483	0
	表 彰 費	35,198	27,000	8,198
	支 払 手 数 料	235,755	365,402	△ 129,647
	雑 費	767	39,194	△ 38,427
	小 計	16,474,883	18,179,106	△ 1,704,223

令和6年度 正味財産増減計算書

(自 令和6年4月1日 ～ 至 令和7年3月31日)

(単位:円)

科 目		当年度	前年度	増 減
管 理 費	給 料 手 当	757,334	738,249	19,085
	退 職 給 付 費 用	4,991	4,492	499
	福 利 厚 生 費	131,007	117,059	13,948
	旅 費 交 通 費	113,918	179,031	△ 65,113
	通 信 運 搬 費	419,480	434,022	△ 14,542
	減 価 償 却 費	60,360	31,769	28,591
	消 耗 什 器 備 品 費	77,220	76,854	366
	消 耗 品 費	166,513	104,931	61,582
	修 繕 費	1,317	0	1,317
	印 刷 製 本 費	218,789	294,356	△ 75,567
	燃 料 費	2,417	3,311	△ 894
	賃 借 料	106,739	106,739	0
	リ ー 入 料	37,524	33,570	3,954
	会 場 費	105,451	98,071	7,380
	保 険 料	7,807	10,065	△ 2,258
	租 税 公 課	1,467	1,937	△ 470
	会 議 費	340,559	321,295	19,264
	委 託 費	31,768	32,112	△ 344
	支 払 負 担 金	220,800	236,400	△ 15,600
	支 払 寄 付 金	5,000	5,000	0
	支 渉 外 慶 弔 費	180,453	134,613	45,840
	広 告 宣 伝 費	799	799	0
	新 聞 図 書 費	46,800	43,500	3,300
	中 退 共 掛 金	45,517	45,517	0
	表 彰 費	84,520	124,609	△ 40,089
	支 払 手 数 料	22,675	32,566	△ 9,891
	雑 費	2,305	12,644	△ 10,339
小 計		3,193,530	3,223,511	△ 29,981
【経常費用計】		19,668,413	21,402,617	△ 1,734,204
【当期経常増減計】		△ 1,111,737	△ 1,191,648	79,911
ii. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
【経常外収益計】		0	0	0
(2) 経常外費用				
固定資産除去損 車両運搬具除去損		0	1	△ 1
【経常外費用計】		0	1	△ 1
【当期経常外増減額】		0	△ 1	1
【当期一般正味財産増減額】		△ 1,111,737	△ 1,191,649	79,912
【一般正味財産期首残高】		11,925,710	13,117,359	△ 1,191,649
【一般正味財産期末残高】		10,813,973	11,925,710	△ 1,111,737
Ⅱ. 正味財産期末残高		10,813,973	11,925,710	△ 1,111,737

正味財産増減計算書 内訳表

(自 令和6年4月1日 ～ 至 令和7年3月31日)

公益目的比率	63.1%
--------	-------

(単位:円)

科 目		合 計	公益目的事業会計					収益事業等会計			法人会計
			税関連事業	企業支援事業	社会貢献事業	共通	小 計	収益事業	会員交流事業	小 計	
			公 1	公 2	公 3			収 1	他 1		
I. 一般正味財産増減の部											
i.経常増減の部											
(1)経常収益											
特定資産運用益	特定資産受取利息	844	457	6	118	0	581	0	181	181	82
受 取 会 費	正会員受取会費	6,998,200	733,109	145,349	1,984,952	0	2,863,410	0	2,332,360	2,332,360	1,802,430
	賛助会員受取会費	223,200	223,200	0	0	0	223,200	0	0	0	0
	小 計	7,221,400	956,309	145,349	1,984,952	0	3,086,610	0	2,332,360	2,332,360	1,802,430
事 業 収 益	研修会事業収益	409,400	52,000	0	0	0	52,000	0	357,400	357,400	0
	広 報 事 業 収 益	154,000	154,000	0	0	0	154,000	0	0	0	0
	小 計	563,400	206,000	0	0	0	206,000	0	357,400	357,400	0
受 取 補 助 金	全 法 連 助 成 金	7,974,200	7,974,200	0	0	0	7,974,200	0	0	0	0
	全 法 連 補 助 金	260,000	0	0	0	0	0	0	0	0	260,000
	県 法 連 補 助 金	888,000	0	0	538,000	0	538,000	0	0	0	350,000
	小 計	9,122,200	7,974,200	0	538,000	0	8,512,200	0	0	0	610,000
受 取 負 担 金	M D 部 会 負 担 金	960,000	0	0	0	0	0	0	960,000	960,000	0
	女 性 部 会 負 担 金	162,000	0	0	0	0	0	0	162,000	162,000	0
	小 計	1,122,000	0	0	0	0	0	0	1,122,000	1,122,000	0
雑 収 益	受 取 利 息	2,702	0	0	0	0	0	0	0	0	2,702
	雑 収 益	524,130	130,600	0	1,200	0	131,800	0	244,080	244,080	148,250
	小 計	526,832	130,600	0	1,200	0	131,800	0	244,080	244,080	150,952
【経常収益計】		18,556,676	9,267,566	145,355	2,524,270	0	11,937,191	0	4,056,021	4,056,021	2,563,464
(2)経常費用											
事 業 費	給 料 手 当	6,829,743	4,248,855	57,201	1,004,441		5,310,497	0	1,519,246	1,519,246	
	退 職 給 付 費 用	45,009	28,001	377	6,619		34,997	0	10,012	10,012	
	福 利 厚 生 費	1,181,446	734,990	9,895	173,754		918,639	0	262,807	262,807	
	旅 費 交 通 費	749,351	452,272	1,025	18,007		471,304	0	278,047	278,047	
	通 信 運 搬 費	800,258	745,698	1,201	21,460		768,359	0	31,899	31,899	
	減 価 償 却 費	544,335	338,636	4,559	80,055		423,250	0	121,085	121,085	
	消耗什器備品費	15,000	0	0	5,000		5,000	0	10,000	10,000	
	消 耗 品 費	187,842	139,538	866	16,458		156,862	0	30,980	30,980	
	修 繕 費	11,883	7,392	100	1,748		9,240	0	2,643	2,643	
	印 刷 製 本 費	1,229,956	1,088,418	25	140,852		1,229,295	0	661	661	
	燃 料 費	21,800	13,562	183	3,206		16,951	0	4,849	4,849	
	賃 借 料	1,243,661	590,954	11,413	310,012		912,379	0	331,282	331,282	
	リ ー ス 料	338,394	210,519	2,834	49,767		263,120	0	75,274	75,274	
	会 場 費	240,834	36,410	4,840	162,073		203,323	0	37,511	37,511	
	保 険 料	77,409	43,802	590	10,355		54,747	0	22,662	22,662	
	諸 謝 金	73,000	10,000	10,000	50,000		70,000	0	3,000	3,000	
	租 税 公 課	13,233	8,232	111	1,946		10,289	0	2,944	2,944	
	会 議 費	1,334,052	217,176	7,071	63,255		287,502	0	1,046,550	1,046,550	
	委 託 費	186,709	167,485	0	19,224		186,709	0	0	0	
	支 払 負 担 金	322,564	102,000	118,800	0		220,800	0	101,764	101,764	
	支 払 寄 附 金	339,000	0	0	339,000		339,000	0	0	0	
	広 告 宣 伝 費	7,201	4,480	60	1,059		5,599	0	1,602	1,602	
	中退共済掛金	410,483	255,366	3,438	60,369		319,173	0	91,310	91,310	
	表 彰 費	35,198	35,198	0	0		35,198	0	0	0	
	支 払 手 数 料	235,755	127,218	1,713	30,075		159,006	0	76,749	76,749	
	雑 費	767	0	0	767		767	0	0	0	
	小 計		16,474,883	9,606,202	236,302	2,569,502		12,412,006	0	4,062,877	4,062,877

正味財産増減計算書 内訳表

(自 令和6年4月1日 ～ 至 令和7年3月31日)

公益目的比率	63.1%
--------	-------

(単位:円)

科 目			合 計	公益目的事業会計					収益事業等会計			法人会計
				税関連事業	企業支援事業	社会貢献事業	共通	小 計	収益事業	会員交流事業	小 計	
				公 1	公 2	公 3			収 1	他 1		
管 理 費	給 料 手 当	757,334									757,334	
	退 職 給 付 費 用	4,991									4,991	
	福 利 厚 生 費	131,007									131,007	
	旅 費 交 通 費	113,918									113,918	
	通 信 運 搬 費	419,480									419,480	
	減 価 償 却 費	60,360									60,360	
	消 耗 什 器 備 品 費	77,220									77,220	
	消 耗 品 費	166,513									166,513	
	修 繕 費	1,317									1,317	
	印 刷 製 本 費	218,789									218,789	
	燃 料 費	2,417									2,417	
	賃 借 料	106,739									106,739	
	リ ー ス 料	37,524									37,524	
	会 場 費	105,451									105,451	
	保 険 料	7,807									7,807	
	租 税 公 課	1,467									1,467	
	会 議 費	340,559									340,559	
	委 託 費	31,768									31,768	
	支 払 負 担 金	220,800									220,800	
	支 払 寄 附 金	5,000									5,000	
	渉 外 慶 弔 費	180,453									180,453	
	広 告 宣 伝 費	799									799	
	新 聞 図 書 費	46,800									46,800	
	中退共済掛金	45,517									45,517	
	表 彰 費	84,520									84,520	
	支 払 手 数 料	22,675									22,675	
	雑 費	2,305									2,305	
小 計		3,193,530									3,193,530	
【経常費用計】		19,668,413	9,606,202	236,302	2,569,502	0	12,412,006	0	4,062,877	4,062,877	3,193,530	
【当期経常増減額】		△ 1,111,737	△ 338,636	△ 90,947	△ 45,232	0	△ 474,815	0	△ 6,856	△ 6,856	△ 630,066	
ii. 経常外増減の部												
(1) 経常外収益												
【経常外収益計】		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用												
【経常外費用計】		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
【当期経常外増減額】		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
【調整前一般正味財産増減額】		△ 1,111,737	△ 338,636	△ 90,947	△ 45,232	0	△ 474,815	0	△ 6,856	△ 6,856	△ 630,066	
【他会計振替額】		0				99,999	99,999	0	200,000	200,000	△ 299,999	
【税引前当期一般正味財産増減額】		△ 1,111,737	△ 338,636	△ 90,947	△ 45,232	99,999	△ 374,816	0	193,144	193,144	△ 930,065	
【法人税・住民税及び事業税】		0					0	0		0	0	
【当期一般正味財産増減額】		△ 1,111,737	△ 338,636	△ 90,947	△ 45,232	99,999	△ 374,816	0	193,144	193,144	△ 930,065	
【一般正味財産期首残高】		11,925,710				△ 38,983	△ 38,983	0	1,086,265	1,086,265	10,878,428	
【一般正味財産期末残高】		10,813,973				△ 413,799	△ 413,799	0	1,279,409	1,279,409	9,948,363	
Ⅱ. 正味財産期末残高		10,813,973	0	0	0	△ 413,799	△ 413,799	0	1,279,409	1,279,409	9,948,363	

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

定率法によっている。

また耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務(期末自己都合要支給額)に基づいた金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 特定資産の明細、増減及びその残高

特定資産の明細、増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
財政調整引当資産	6,200,000	0	0	6,200,000
公益化20周年事業引当資産	500,000	100,000	0	600,000
周年事業引当資産	958,324	200,000	0	1,158,324
退職給付引当資産	4,387,175	50,000	0	4,437,175
合 計	12,045,499	350,000	0	12,395,499

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産から充当)	(うち一般正味 財産から充当)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
財政調整引当資産	6,200,000	0	(6,200,000)	0
公益化20周年事業引当資産	600,000	0	(600,000)	0
周年事業引当資産	1,158,324	0	(1,158,324)	0
退職給付引当資産	4,437,175	0	0	(4,437,175)
合 計	12,395,499	0	(7,958,324)	(4,437,175)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	1,527,650	922,955	604,695

5. 補助金等の内訳並びに交付者・当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者・当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残 高	貸借対照表上 の記載区分
助成金 全法連助成金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	7,974,200	7,974,200	0	—
補助金 全法連補助金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	260,000	260,000	0	—
補助金 県法連補助金	一般社団法人 栃木県法人会連合会	0	888,000	888,000	0	—
		0	9,122,200	9,122,200	0	

6. その他資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 正味財産増減関係

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第18条に基づく、収益事業等会計から公益目的事業会計への振替額は0円である。

(2) 引当金の明細

引当金の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	4,387,175	50,000	0	0	4,437,175

附 属 明 細 書

1. 特定資産の明細

特定資産の明細、増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
財政調整引当資産	6,200,000	0	0	6,200,000
公益化20周年事業引当資産	500,000	100,000	0	600,000
周年事業引当資産	958,324	200,000	0	1,158,324
退職給付引当資産	4,387,175	50,000	0	4,437,175
合 計	12,045,499	350,000	0	12,395,499

2. 引当金の明細

引当金の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	4,387,175	50,000	0	0	4,437,175

財 産 目 録

令和7年3月31日 現在

(単位:円)

科 目		摘 要	使用目的等	金 額
Ⅰ 資産の部				
1. 流動資産				
現金		手元資金	運転資金として	30,000
普通預金		足利銀行 足利支店(本会計)	運転資金として	1,035,220
		足利銀行 足利支店(MD部会)	運転資金として	995,906
		足利銀行 足利支店(女性部会)	運転資金として	293,551
【流動資産合計】				2,354,677
2. 固定資産				
特定資産	財政調整引当資産	足利小山信用金庫 本店営業部	公益目的事業・収益事業等並びに管理運営の用に供している。	5,000,000
		栃木銀行 足利支店	公益目的事業・収益事業等並びに管理運営の用に供している。	1,200,000
	公益化20周年行事引当資産	足利銀行 足利支店	公益化20周年記念事業に充当するために積み立てている資産であり、特定費用準備資金として管理されている。	600,000
	周年事業引当資産	足利銀行 足利支店(MD部会)	MD部会主催の周年記念事業の準備資産として管理している。	926,334
		足利銀行 足利支店(女性部会)	女性部会主催の周年記念事業の準備資産として管理している。	231,990
	退職給付引当資産	足利銀行 足利支店	職員退職給付債務見合いの引当資産として管理している。	4,437,175
その他の固定資産	車両運搬具	社用車	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち法人の管理運営の用に供する財産30%	604,695
【固定資産合計】				13,000,194
【資産合計】				15,354,871
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
預り金		源泉所得税・社会保険料等		103,723
【流動負債合計】				103,723
2. 固定負債				
退職給付引当金			職員の期末自己都合退職金要支給額相当額を計上している。	4,437,175
【固定負債合計】				4,437,175
【負債合計】				4,540,898
【正味財産合計】				10,813,973

監 査 報 告 書

令和7年4月24日

公益社団法人足利法人会

会 長 板 橋 信 行 様

公益社団法人足利法人会

監 事

関 一 俊 

監 事

小 泉 泉 志 

私ども監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条及び同法第124条に基づき、その方法及び結果については、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私ども監事は、理事会並びに各理事及び事務局と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び事務局職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査並びに現金、預金通帳等の実地調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について、その適正性について検討いたしました。

2. 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

第3号議案 役員の退任について

公益社団法人足利法人会の理事及び監事候補者は、次のとおりとする。

(順不同)

役職名	候補者氏名	候補者法人名	役職名	候補者氏名	候補者法人名
理 事	板 橋 信 行	(株)板通	理 事	小 幡 英 樹	(株)ニューミヤコホテル
理 事	柳 田 祐 介	柳田メディア(株)	理 事	國 定 崇 伸	東建産業(株)
理 事	赤 坂 圭 一	関東エクストロン商事(株)	理 事	柏 瀬 和 之	(株)カシワセ
理 事	小 倉 勝 興	オグラ金属(株)	理 事	長 井 勇	サン建設(株)
理 事	板 橋 毅	(株)板橋製作所	理 事	船 橋 泰 治	釜屋染工(株)
理 事	尾 花 正 一	(株)テラトレーディング	理 事	秋 草 紫 郎	(株)トチセン
理 事	岩 崎 厚 宏	(有)岩崎経営研究所	理 事	望 月 昭 夫	望月運送(株)
理 事	田 中 美 雄	(有)田中鉄工所	理 事	佐久間 清 美	日本防災総合警備保障(株)
理 事	星 野 亮 人	星野軽金属(株)	理 事	齋 藤 千恵子	(有)齋藤住建
理 事	亀 山 幸 枝	亀山工務店(株)	理 事	田部井 亮	(株)田部井製作所
理 事	相 川 建 司	(公社)足利法人会	理 事	増 茂 秀 樹	岩澤建設(株)
理 事	今 泉 和 也	足利市清掃事業(株)	理 事	岡 博 行	東京フォーミング(株)
理 事	森 田 公 博	足利印刷(株)	理 事	渡 辺 信 行	(株)足利銀行 足利支店
理 事	笠 原 健 一	笠原産業(株)	理 事	千 秋 直 紀	(株)栃木銀行 足利支店
理 事	堀 江 啓 永	(株)堀江パーツ工業	理 事	澁 澤 健 司	(株)トーコー技研
理 事	保 泉 裕 一	保泉工業(株)	理 事	町 田 幸 一	(株)東和銀行 足利支店
理 事	長 一 寿	(有)あいむ建設	理 事	綾 田 宏 二	アキレス(株)
理 事	富 田 隆	足利小山信用金庫	理 事	田米開 由 章	(株)タメガイ
理 事	鈴 木 利 男	鈴木産業(株)	理 事	坂 本 勇 樹	丸信金属工業(株)
理 事	富 田 勘 也	(株)富田商店	理 事	蓼 沼 法 彦	(株)楯建設
理 事	柳 田 基	柳田(株)	理 事	早 川 公一郎	(株)早川ホールディングス
理 事	早 川 公 人	(株)H S C	理 事	萩 原 英 夫	トチセン化成工業(株)
理 事	渋 木 豊 文	(株)渋木経営研究所	理 事	小 幡 登 子	(株)ニューミヤコホテル
理 事	石 川 恭 敬	足利ガス(株)	理 事	小 川 邦 明	赤石工業(株)
理 事	小 林 郁 昌	(株)深井製作所	理 事	茂 木 将	モマサレース工業(株)
理 事	菊 地 一 雄	菊地歯車(株)	理 事	小 林 徳 章	(株)大生建物
理 事	久保田 博 文	両毛ヤクルト販売(株)	監 事	関 口 俊 一	(株)関口商会
理 事	鈴 木 暁 子	鈴木産業(株)	監 事	阿由葉 弘 美	(社福)足利むつみ会
			監 事	谷 津 範 之	谷津公認会計士事務所

令和7年度 通常総会感謝状受賞者名簿

1. 退任役員功労 会長感謝状受賞者 (7名)

阿 部 勝 様
 栗 原 順 一 様
 小 泉 栄 志 様
 須 藤 憲 一 様
 塚 原 達 也 様
 真 秀 徹 様
 茂 木 丈 夫 様

2. 会員増強運動功労 会長感謝状受賞者 (3名)

富 田 隆 様 公益社団法人足利法人会 常任理事
 渡 辺 信 行 様 同 理 事
 千 秋 直 紀 様 同 理 事

3. 福利厚生制度推進功労 会長感謝状受賞者 (5名)

松 崎 照 美 様 大同生命保険株式会社宇都宮支社足利営業所
 蓼 沼 恵 様 同
 富 田 隆 様 A I G損害保険株式会社代理店
 足利小山信用金庫 理事長
 杉 山 昭 様 A I G損害保険株式会社代理店
 有限会社S O S 代表取締役
 足利不動産株式会社
 両毛支社 様 アフラック生命保険株式会社代理店